

はじめに

少子高齢化や核家族化が進むなか、家庭や地域が有していた介護力や子育て力は弱まり、地域のつながりや支え合いも薄れてきています。

また、福祉の課題は、高齢、障がい、医療、子どもなど、さまざまな分野が絡み合い複雑化しているのが現状です。

本町においても例外ではなく、この傾向は今後ますます加速することが懸念されます。



国は「地域共生社会」の実現を示し、地域においては他人事になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組み、行政においては地域づくりの取り組みの支援と、公的なサービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制を整備することを目指しています。

これらの社会の動向や複雑多様化する福祉課題に対応するため、これまで推進してきた第2次御嵩町地域福祉計画を現状に則したものに直し、住民や町行政、事業者などが、お互いに協力して地域における福祉課題を解決するための指針として、第3次御嵩町地域福祉計画を策定いたしました。

基本理念を「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」とし、地域において誰もが安心して暮らせるよう、本計画に基づき地域福祉を推進してまいりますので、町民の皆さまや関係機関、団体、事業者の皆さま方には、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議を賜りました「御嵩町地域福祉計画等策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、ヒアリングにご協力いただきました団体等の皆さま、住民懇談会やアンケートなどを通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

2019（平成31）年3月

御嵩町長 渡邊 公夫

目次

第1章 計画の概要	
1 これまでの経緯と計画策定の背景	1
2 計画の性格	3
3 計画の策定手法	7
第2章 御嵩町の現状	
1 人口の現状	8
2 世帯の状況	13
3 障がいのある人の状況	15
4 要支援・要介護認定者の状況	17
5 生活困窮者の状況	18
第3章 第2次計画の評価	
I 取組の進捗状況	19
1 地域を担う人づくり	19
2 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり	25
3 地域を見守る支え合いのしくみづくり	29
4 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり	34
II アンケート結果に見る重点課題の評価	40
第4章 重点課題	
1 地域共生社会を目指すネットワークづくり	44
2 地域を支える人づくり	44
3 地域福祉の拠点づくり	45
4 生活を守る移動のしくみづくり	45
第5章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	46
2 基本目標	47
3 施策の展開	48
4 重点的な取組	49

第6章 基本計画

- 1 分野を超えてつながる.....51
- 2 誰もが自分のことのように考え行動する.....58
- 3 誰もが安心できるつどいの場をつくる.....64
- 4 柔軟なサービスのしくみをつくる67

第7章 計画の推進

- 1 計画の推進体制74
- 2 計画の進行管理75
- 3 計画の周知75

資 料

- 1 計画の策定経緯76
- 2 御嵩町地域福祉計画等策定委員会77

※図表の見方

- ・構成割合などについて小数点第2位を四捨五入して表記しているため、合計が100にならない場合があります。
- ・図表中のn（Number of Caseの略）はそれぞれの回答者数を示します。
- ・グラフを見やすくするため、性別や年齢などの比較対象となる項目の「無回答」を表示していません。したがって、比較対象となる項目の合計は全体の合計と一致しません。

※「障がい」「障害」の表記について

本計画の中で当該表記については、「害」という漢字に有する否定的なイメージに配慮し、人権の尊重の理念に基づき、「差別」や「不快」な感情を持つ方々の気持ちを尊重し、加えてノーマライゼーション社会の実現と意識醸成を図ることを基本スタンスとし、法令や法令上の規定、固有名詞などを除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

第1章 計画の概要

1 これまでの経緯と計画策定の背景

(1) 第2次御嵩町地域福祉計画までの経緯

<地域福祉計画の法定化>

○2000（平成12）年6月に社会福祉事業法の大幅な改正が行われ、名称も社会福祉法に改められました。この法律は、社会福祉制度を従来のような限られた者に対する保護・救済にとどまるのではなく、障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが地域で安心した生活が送れるよう自立を支援する制度へ変えていこうとするものです。この中で、地域福祉（地域社会を基盤とした福祉）の推進が明確に位置づけられ、地域福祉計画に関する規定が設けられました。

<第1次計画>

○地域福祉計画の法定化を受けて、御嵩町では第1次の御嵩町地域福祉計画を2008（平成20）年度に策定しました。第1次計画は「ふれあい 支えあいによる 安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、次の基本目標に沿って施策を進めました。

- ① 町民の地域福祉活動への積極的な参加を図るために
- ② 地域での助け合い、支え合いのしくみをつくるために
- ③ 誰もが利用しやすい保健福祉サービスを充実していくために
- ④ 地域で安心して暮らせるまちづくりのために

<第2次計画>

○2013（平成25）年度には、第1次計画が最終年度を迎えたため、町民アンケート、団体ヒアリング、地区懇談会により、重点課題を明確にしながら第2次計画を策定しました。第2次計画では、住民の主体的な取組を行政、社会福祉協議会、事業所などが支援することにより、地域の支え合いが円滑に行われることを目指し、「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」を基本理念として掲げ、次の基本目標に沿って取組を進めました。

- ① 地域を担う人づくり
- ② 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり
- ③ 地域を見守る支え合いのしくみづくり
- ④ 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

(2) 国の動向と第3次計画の策定

<我が事・丸ごと地域づくり>

- 2016(平成28)年6月に公表された、ニッポン一億総活躍プランでは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が掲げられました。これに対応して、厚生労働省は『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会のキーワードとして「我が事・丸ごと」を示しました。
- 「我が事・丸ごと地域づくり」に向けては、地域における住民主体の課題解決と包括的な相談支援体制の2点が示されています。

- ①「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んで行くしくみを作っていくことです。
- ②「丸ごと」とは、行政においては、地域づくりの取組の支援と、公的なサービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことです。

- この「我が事・丸ごと地域づくり」の考え方は、御嵩町地域福祉計画の考え方と合致するものであり、本町の実情に合った地域づくりを進め、基本理念である「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」を実現することが、国のめざす地域共生社会の実現につながると考えられます。



<社会福祉法の改正>

- 地域共生社会の実現に向けた動きの中で、高齢の親と障がいのある子どもが同居しているケース、育児と介護に同時に直面する世帯など複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布）により社会福祉法が改正されました。
- 市町村地域福祉計画の策定について定めている第107条において、地域福祉計画の策定が、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載することが明記されました。このことにより、地域福祉計画が、福祉の各分野における計画の「上位計画」として位置づけられました。



<第3次御嵩町地域福祉計画の策定>

○第2次計画は2018（平成30）年度に最終年度を迎えるため、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、今回、新たな第3次計画を策定しました。

2 計画の性格

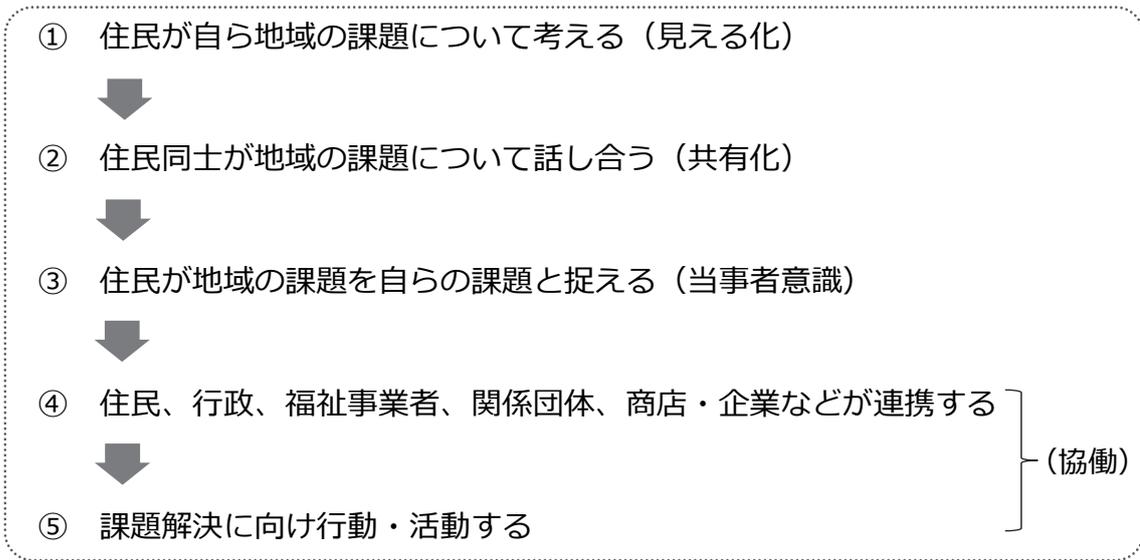
(1) 地域福祉計画とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や町行政、福祉サービスを提供する事業者などの社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会における福祉課題の解決に取り組む考え方です。

社会福祉法では、地域住民、社会福祉関係者などが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉の推進に努めることを定めています。

こうした考えを、具体的に推進するための指針が地域福祉計画です。

地域福祉を推進するためには、次のようなステップを踏んでいく必要があります。



誰もが安心して暮らせる地域づくりは一朝一夕にできるものではありません。計画の策定段階も含め、上記のステップを繰り返すことによって、一步一步、目指す福祉のまちに近づいていくものと考えます。

(2) 計画の法的な根拠と盛り込むべき事項

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

●根拠法と計画に盛り込むべき事項

◎社会福祉法（抄）

〔昭和26年法律第45号－最終改正：平成29年法律第52号〕

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・福祉以外の分野との連携（様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保）
- ・制度の狭間の問題への対応の在り方
- ・生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ・地域住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用 など

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ・課題を抱える人の発見と把握
- ・福祉サービスを必要とする人に対する相談支援体制の整備
- ・地域での福祉サービスに関する情報提供・共有のしくみづくり
- ・サービス利用者の権利擁護と利用支援のしくみづくり など

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・地域にある社会資源の掘り起こし
- ・NPO・ボランティアのサービスを公的サービスとつなげるしくみづくり
- ・福祉と保健・医療などの生活関連分野の連携
- ・福祉事業者の地域に密着した事業展開（施設の開放、情報提供など） など

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・ボランティアなど福祉に携わる人材の育成
- ・NPO法人などの社会福祉活動の支援
- ・福祉意識の醸成、交流の機会づくり など

五 第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- ・住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備など（第一号関係）
- ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築（第二号関係）
- ・市町村における包括的な相談支援体制の構築（第三号関係）

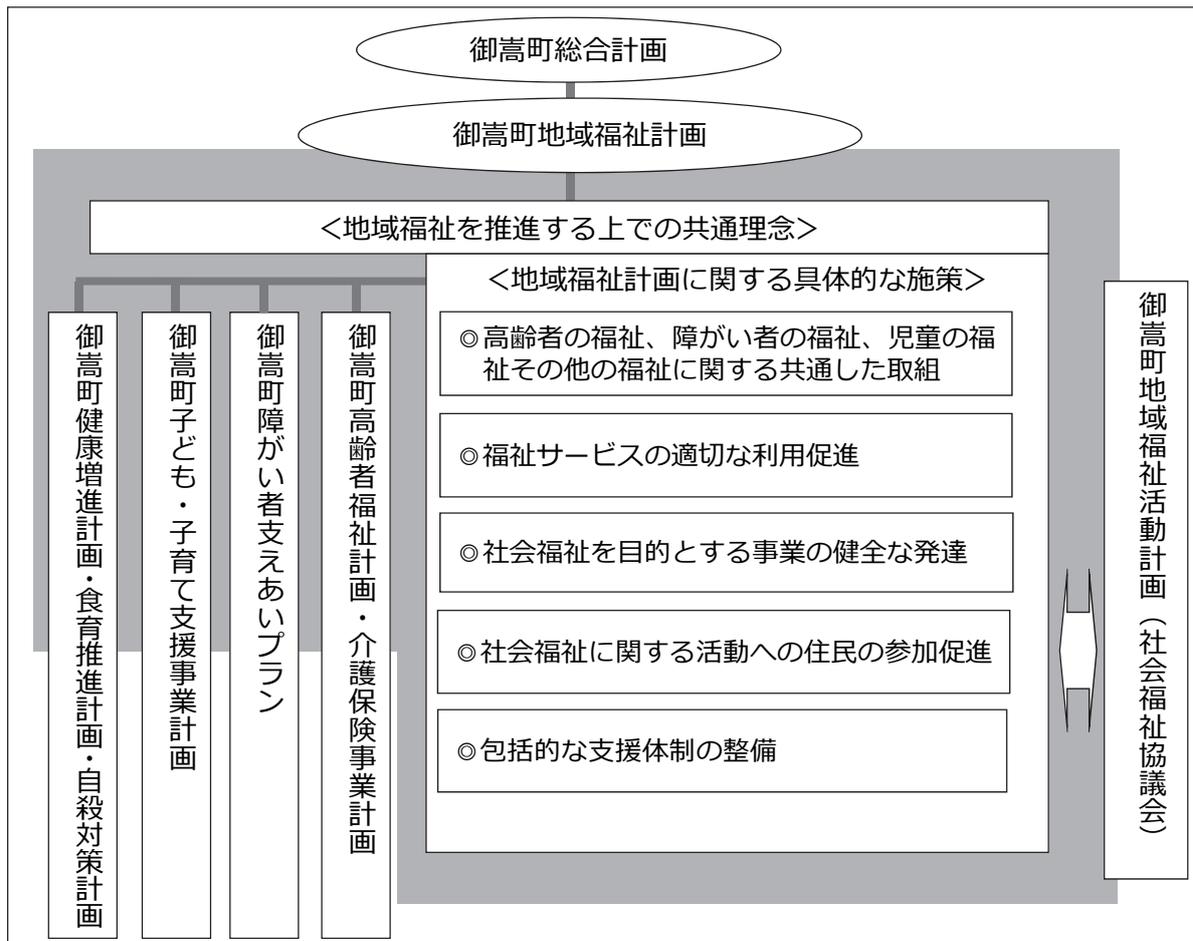
+

* 災害時等にも対応する要援護者に係る情報の把握・共有および安否確認方法等（平成19年8月社援発第0810001号）

(3) 他計画との関連

この計画は、御嵩町総合計画を上位計画とし、御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、御嵩町障がい者支えあいプラン、御嵩町子ども・子育て支援事業計画など、町の福祉分野の計画との整合性を図り策定します。さらに、高齢者、子育て家庭、障がい者をすべて含むものが地域であり、地域福祉という視点からこれらの分野をつなぎ、包み込んだ計画です。

●地域福祉計画の位置づけ



(4) 計画の期間

この計画の期間は、2019年度～2023年度の5年間とします。

●計画期間

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
御嵩町 地域福祉計画	第2次					第3次				
					見直し					見直し

3 計画の策定手法

(1) 策定体制

地域福祉計画策定には、地域住民はもとより幅広くさまざまな分野からの意見を反映させる必要があります。そこで、福祉関係者、保健・医療関係者、識見を有する者、公募により選出された住民、その他町長が必要と認める者による御嵩町地域福祉計画等策定委員会を設置し、本計画の審議機関としました。

(2) 地域福祉に関する町民アンケートの実施

本計画策定のため、御嵩町民を対象に、福祉に対する意識、地域活動やボランティア活動への参加状況、住んでいる地域の課題などをお聞きするアンケートを実施して、地域についての多様な考え方、ニーズなどを把握しました。

<調査方法、回収結果など>

○調査対象者：2018（平成30）年1月1日現在、20歳以上の町民1,300人を無作為に抽出

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○調査期間：2018（平成30）年1月5日～1月31日

○回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,300	620	47.7%	617	47.5%

(3) ヒアリング調査の実施

本町において地域福祉を推進するにあたって、キーパーソンとなる機関や団体などを対象にヒアリング調査を実施して、活動状況を把握するとともに、活動上の問題点や、地域福祉推進に係る課題を把握しました。

(4) 地域福祉に関する住民懇談会の開催

住民が自らの生活実感から地域の課題を明らかにし、それを住民同士で共有する場として住民懇談会をグループワークの形式で2回開催しました。

テーマ	日時	会場
第1回：地域にはこんな困りごとがあります	2018(平成30)年7月23日 19～21時	役場北庁舎 3階 大会議室
第2回：解決！地域の困りごと	2018(平成30)年8月9日 19～21時	

第2章 御嵩町の現状

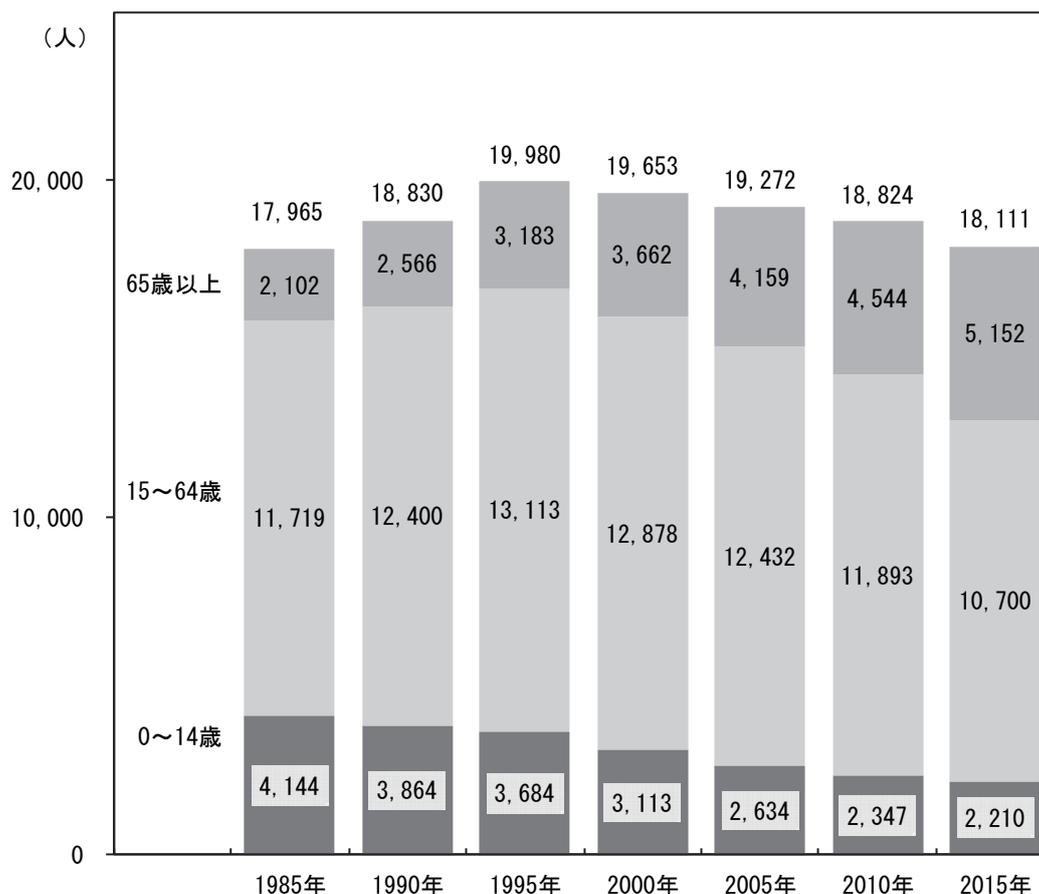
1 人口の現状

(1) 人口の推移

国勢調査によると、本町の総人口は2015（平成27）年10月1日現在、18,111人です。1985（昭和60）年からの推移をみると、1995（平成7）年の19,980人を境に減少に転じています。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の年齢3区分別にみると、年少人口は減少を続けているのに対し、高齢者人口は大幅に増加を続けています。1995（平成7）年までは年少人口が高齢者人口を上回っていましたが、2000（平成12）年には逆転し、高齢者人口が年少人口を上回りました。高齢者人口は1985（昭和60）年から2015（平成27）年の30年間に3,000人以上増加し、約2.5倍となっています。

図表2-1 人口の推移

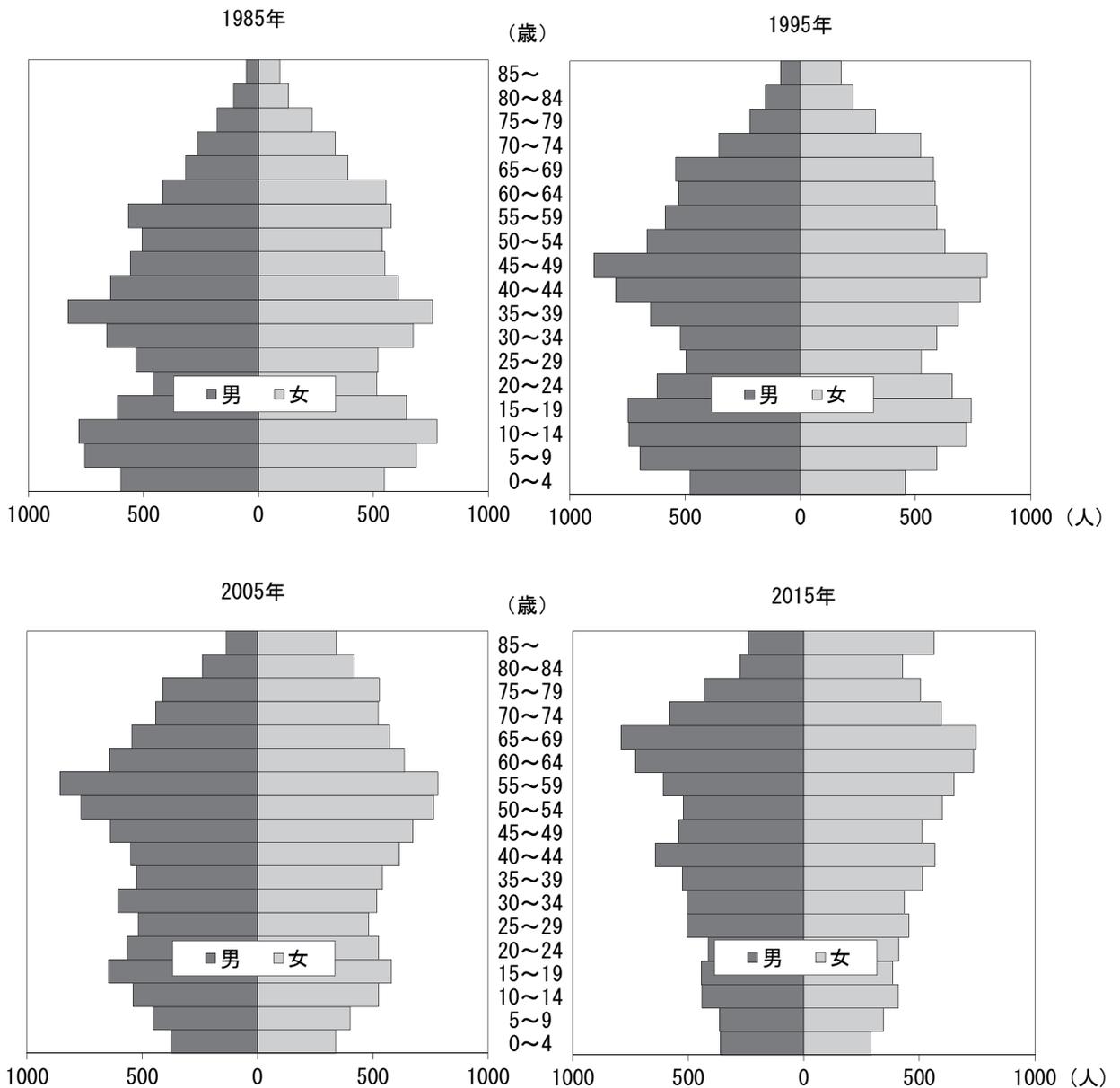


注：国勢調査の総人口には年齢不詳（2005年は47人、2010年は40人、2015年は49人）が含まれます。
資料：国勢調査

(2) 人口ピラミッド

国勢調査の結果から1985（昭和60）年～2015（平成27）年の人口ピラミッド（男女別5歳年齢階級別人口）をみると、団塊世代およびその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表2-2 人口ピラミッド



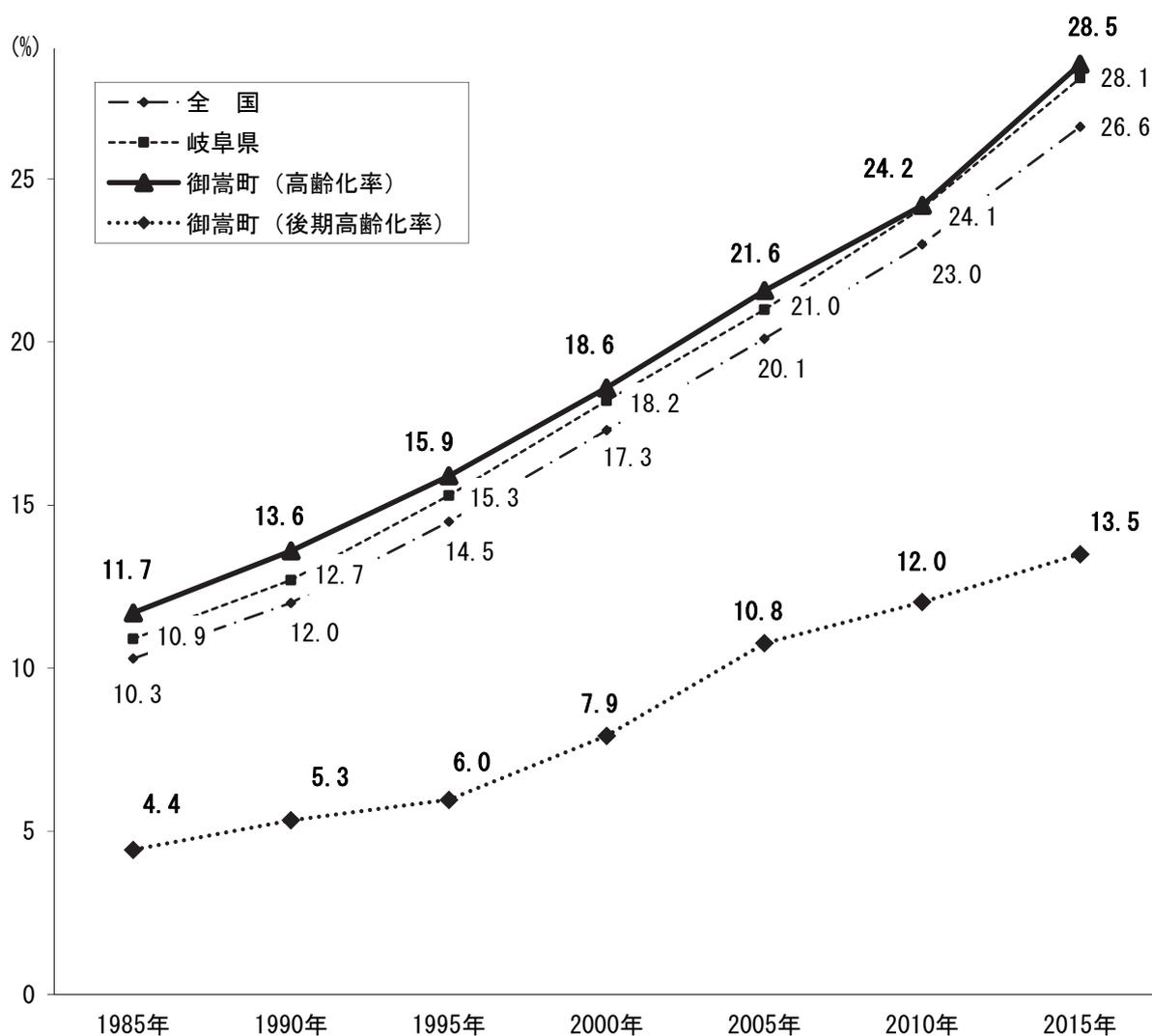
資料：国勢調査

(3) 高齢化率の推移

国勢調査にみる本町の高齢化率は、2015（平成27）年10月1日現在、28.5%です。全国および岐阜県と比較すると、全国を1.9ポイント、県を0.4ポイント上回っています。

後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）は、2015（平成27）年は13.5%となっており、上昇が続いています。

図表 2-3 高齢化率の推移



注：高齢化率の算出に用いる総人口には年齢不詳は含まれていません。

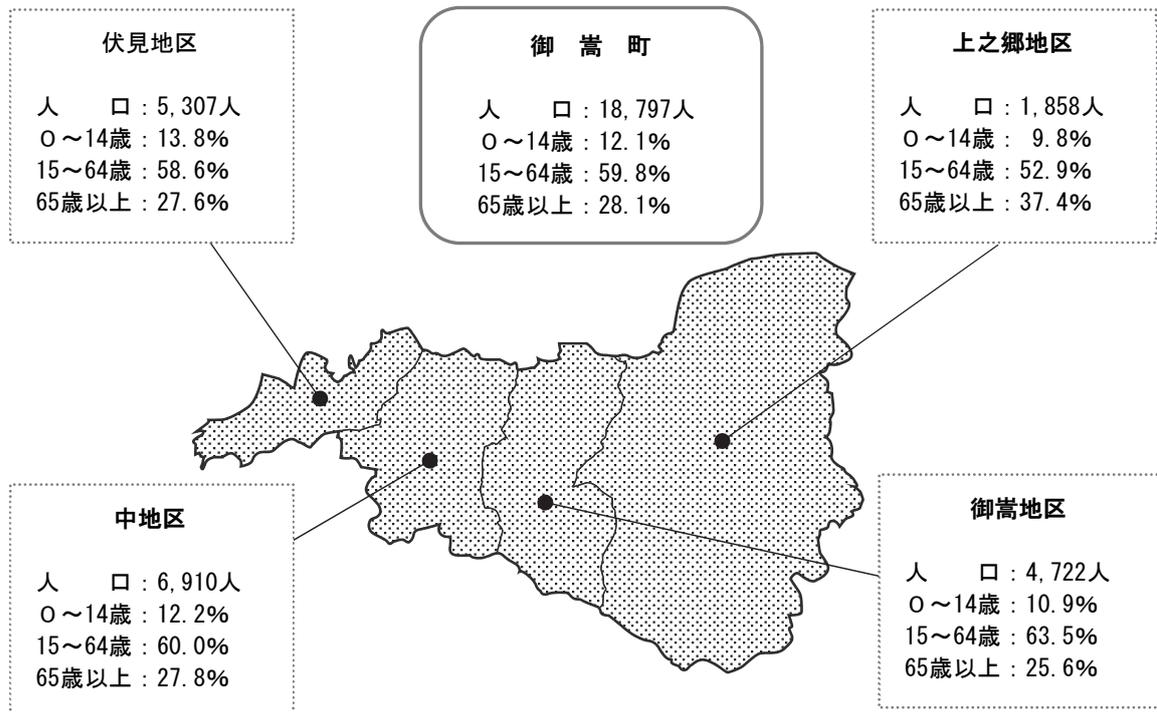
資料：国勢調査

(4) 地区別人口

図表2-4は、住民基本台帳にみる各地区の人口の年齢別構成割合をみたものです。いずれの地区も、65歳以上の人口割合（高齢化率）が0～14歳の年少人口割合を上回っています。

住民基本台帳にみる本町の高齢化率は28.1%ですが、上之郷地区は37.4%と非常に高くなっています。

図表2-4 地区別人口と年齢構成比

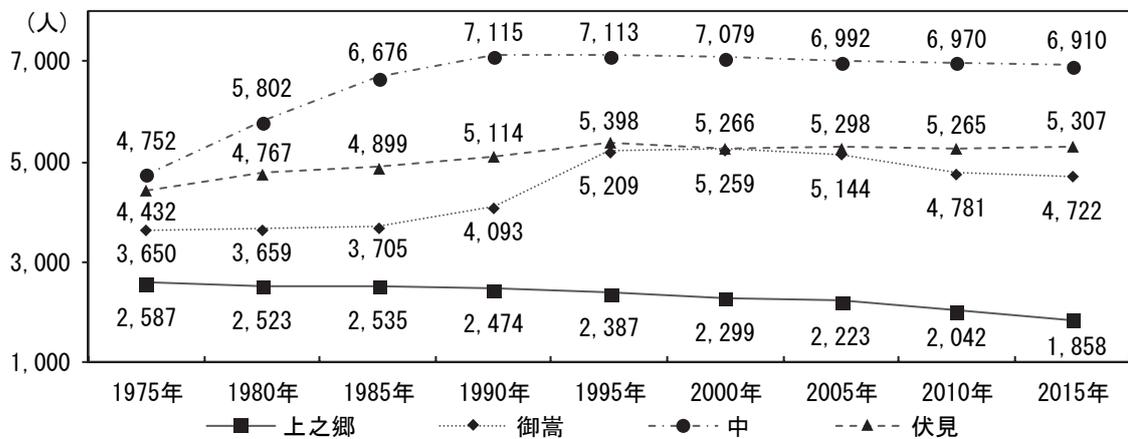


資料：住民基本台帳（2015（平成27）年10月1日現在）

(5) 地区別人口の推移

図表2-5は、地区別人口の推移を表したものです。中地区は1975（昭和50）年から1990（平成2）年にかけて2千人以上増加して以降は、わずかに減少傾向にあります。伏見地区はゆるやかな増加傾向にあります。御嵩地区は1990（平成2）年から1995（平成7）年の5年間で千人以上急激に増加しましたが、中地区と同様わずかに減少傾向にあります。上之郷地区は減少を続けており、2015(平成27)年には2千人を下回りました。

図表2-5 地区別人口の推移

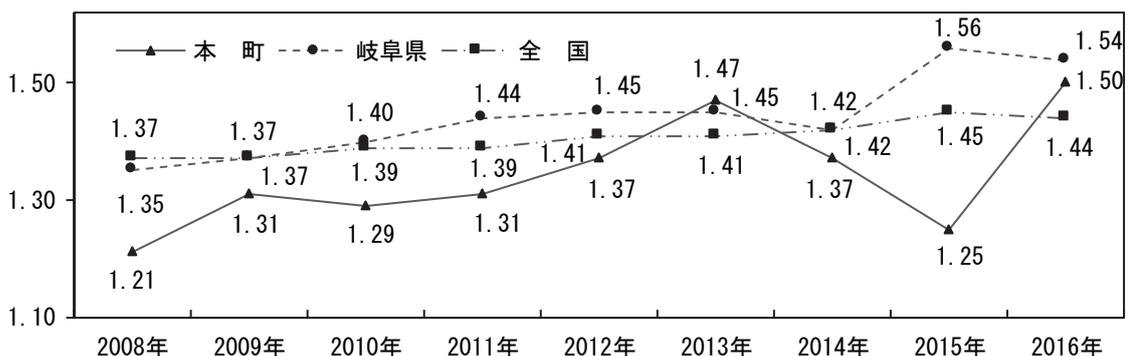


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(6) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。2016(平成28)年現在、本町は1.50であり、岐阜県を下回っていますが、全国を上回っています。

図表2-6 合計特殊出生率の推移



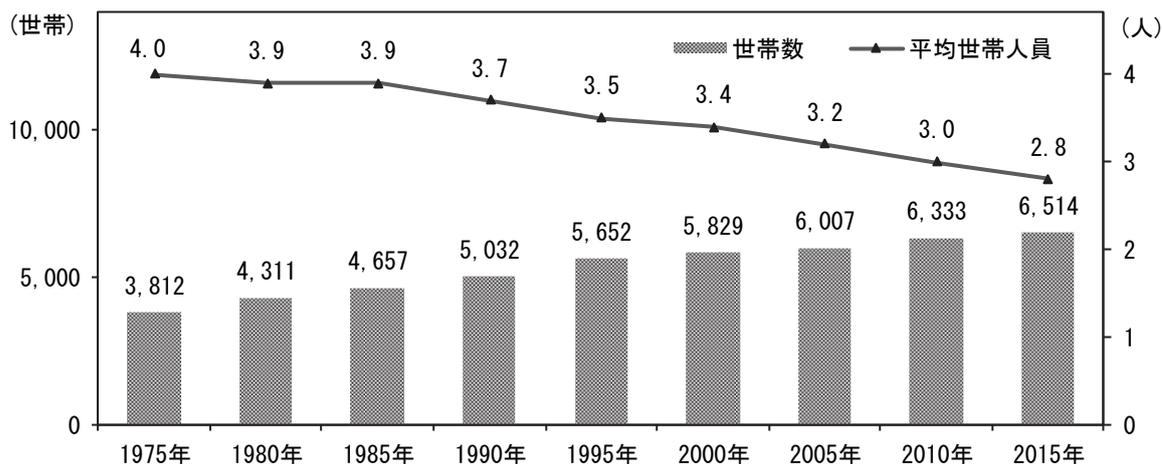
資料：可茂地域の公衆衛生

2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

図表2-7は、世帯数（一般世帯および施設などの世帯）と1世帯当たりの人数の推移をみたものです。世帯数は年々増加しているのに対し、1世帯当たりの人数は年々減少しています。

図表2-7 世帯の推移

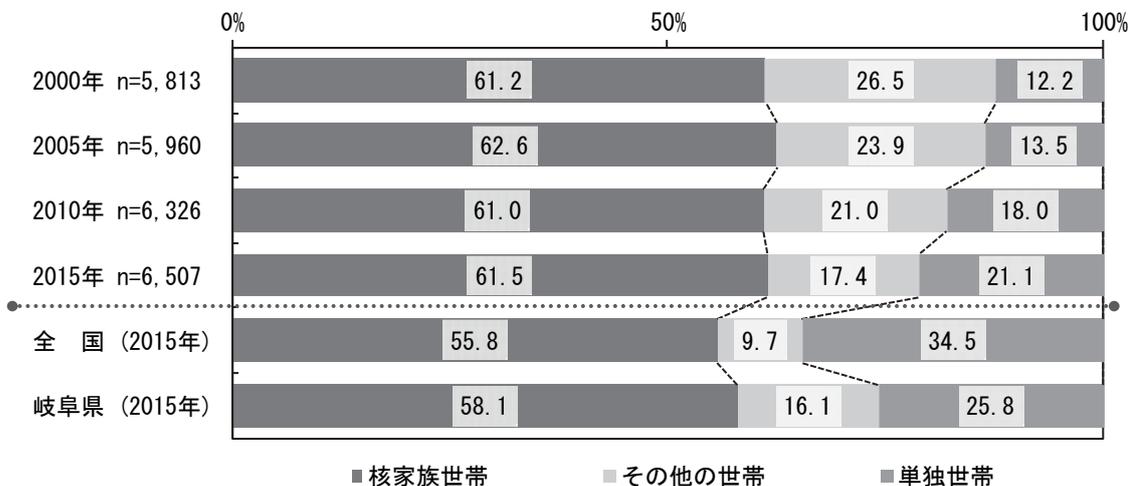


資料：国勢調査

(2) 世帯の家族類型

2015（平成27）年の一般世帯の家族類型をみると、核家族世帯が61.5%、その他の世帯が17.4%、単独世帯が21.1%となっています。その他の世帯は2000（平成12）年から9.1ポイント減少していますが、全国および岐阜県に比べ単独世帯の割合が低い分、高くなっています。

図表2-8 世帯の家族類型



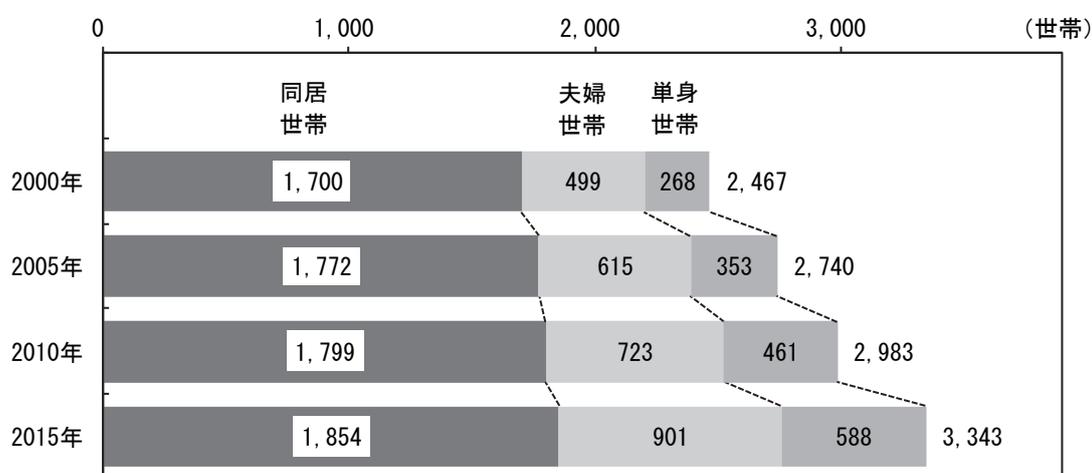
資料：国勢調査

(3) 高齢者のいる世帯の状況

本町の高齢者のいる世帯は、2015（平成27）年の国勢調査によると3,343世帯となっており、2000（平成12）年から15年間で876世帯増加し約1.4倍となっています。世帯類型別にみると、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）は402世帯増加し約1.8倍、高齢単身世帯は320世帯増加し約2.2倍になっています（図表2-9）。

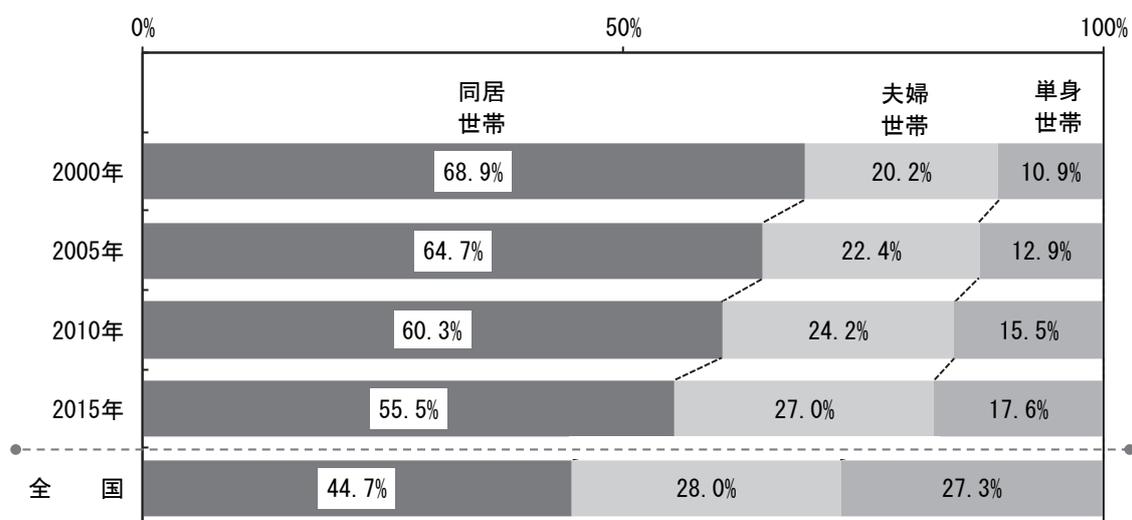
比率で見ると、夫婦世帯および単身世帯が高くなる一方、高齢者以外の家族との同居世帯は低下しています（図表2-10）。

図表2-9 高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

図表2-10 高齢者のいる世帯の類型割合の推移



資料：国勢調査

3 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者の状況

2017（平成29）年3月31日現在、本町には、身体障害者手帳所持者が833人、療育手帳所持者が162人、精神障害者保健福祉手帳所持者が156人で、合わせて障害者手帳を所持している人が1,151人います。

各障がいの種類別または等級別の手帳所持者数は、図表2-12のとおりです。

図表2-11 各手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
身体障害者手帳	911	906	912	899	884	882	872	870	833
療育手帳	119	121	123	141	143	150	150	154	162
精神障害者保健福祉手帳	70	91	103	102	117	129	136	153	156
合 計	1,100	1,118	1,138	1,142	1,144	1,161	1,158	1,177	1,151

資料：福祉課（各年3月31日現在）

図表2-12 区分・等級別の各手帳所持者数

①-1 区分別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
身体	34	66	8	483	242	833

①-2 等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
身体	232	134	209	166	51	41	833

② 等級別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	等 級 別					18歳未満 (再掲)	18歳以上 (再掲)	合 計
	A	A 1	A 2	B 1	B 2			
療育	6	23	38	49	46	46	116	162

③ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	1級	2級	3級	合 計
精神	41	100	15	156

資料：福祉課（2017（平成29）年3月31日現在）

(2) 難病患者の状況

2013（平成25）年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者などが加わり、障害福祉サービス、相談支援などの対象となっています。障害者総合支援法における難病などの範囲は、2012（平成24）年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患及び関節リウマチ）の130疾病から、2015（平成27）年1月に151疾病、同年7月に332疾病、2017（平成29）年4月に358疾病、2018（平成30）年4月には359疾患と拡大しています。

また、2015（平成27）年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い難病医療費助成制度が実施されています。対象となる疾病（指定難病）は、2018（平成30）年4月現在、331疾病です。

図表2-13 指定難病患者数の推移

単位：人

区 分	2015年	2016年	2017年
指定難病患者数	118	115	117

資料：可茂地域の公衆衛生（各年3月31日現在）

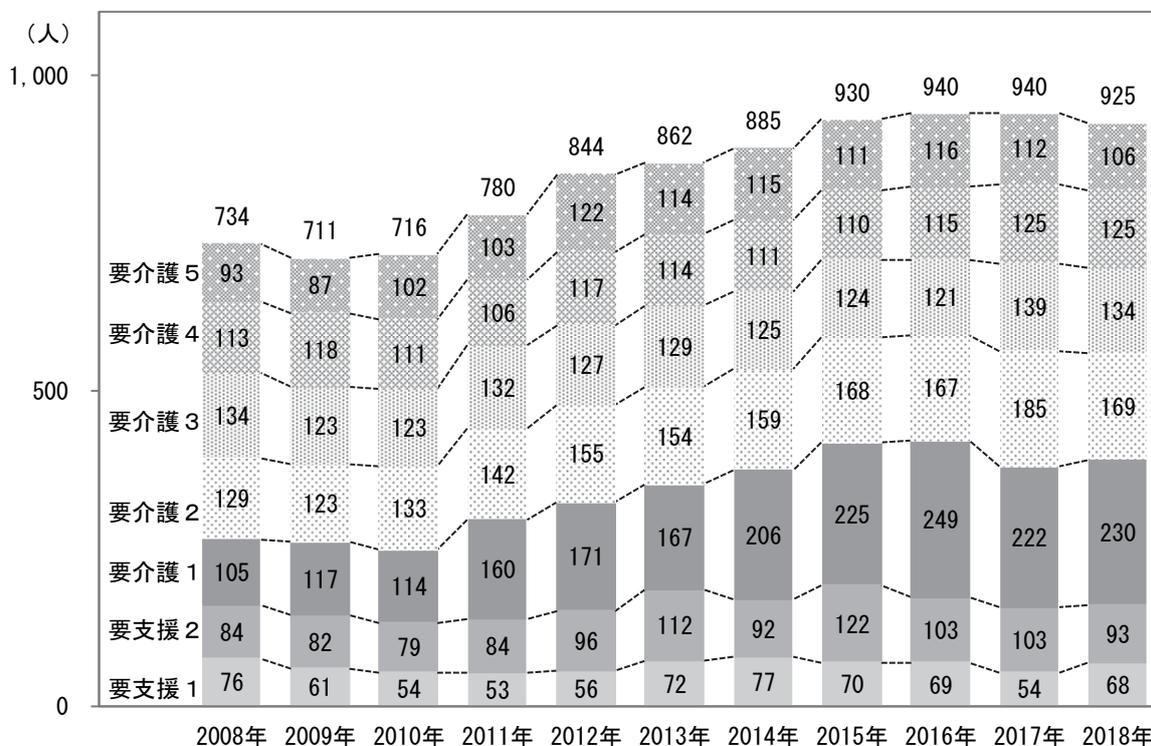
4 要支援・要介護認定者の状況

2018（平成30）年9月末現在、要介護・要支援認定者数は925人です。2008（平成20）年以降の推移をみると、2016（平成28）年までは増加傾向を示していましたが、2018（平成30）年では、前年に比べ15人減少しています（図表2-14）。

2018（平成30）年9月末現在の要介護度別の認定者数と認定率をみると、65歳以上の第1号被保険者の認定者は900人、第1号被保険者の16.2%にあたります。65歳未満の第2号被保険者は25人です。

なお、75歳以上の認定者の割合は30.1%となっています（図表2-15）。

図表2-14 認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

図表2-15 要介護・要支援認定者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者 (5,572人)	66人 1.2%	87人 1.6%	224人 4.0%	167人 3.0%	131人 2.4%	120人 2.2%	105人 1.9%	900人 16.2%
65～74歳 (2,878人)	6人 0.2%	8人 0.3%	24人 0.8%	17人 0.6%	15人 0.5%	11人 0.4%	7人 0.2%	88人 3.1%
75歳以上 (2,694人)	60人 2.2%	79人 2.9%	200人 7.4%	150人 5.6%	116人 4.3%	109人 4.0%	98人 3.6%	812人 30.1%
第2号被保険者	2人	6人	6人	2人	3人	5人	1人	25人
計	68人	93人	230人	169人	134人	125人	106人	925人

注：下段は各被保険者数に対する割合

資料：介護保険事業状況報告（2018年9月末現在）

5 生活困窮者の状況

2017（平成29）年3月末現在、生活保護世帯は30世帯（36人）です。2013（平成25）年以降、30世帯前後で推移しています。

図表2-16 生活保護世帯数の推移

単位：世帯・人

区 分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
世帯数	31	29	25	28	30
人 員	36	32	28	33	36

資料：福祉課（各年3月31日現在）

第3章 第2次計画の評価

I 取組の進捗状況

＜第2次計画の全体像＞

基本理念	重点課題	基本目標
安心とふれあいのあるまち <small>ともに生き、ともにつくる みたく</small>	■ 少子高齢化、地域の担い手・後継者の不足 ■ 地域活動やボランティア活動のきっかけ ■ 地域におけるつどいの場 ■ 住民と行政の協働による安心の地域づくりを ■ 地域の見守り ■ プライバシーの保護と地域活動 ■ 情報提供・相談体制の充実	1 地域を担う人づくり
		2 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり
		3 地域を見守る支え合いのしくみづくり
		4 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

☆「基本目標」の実現に向けた＜施策の方向性＞に基づき、2014（平成26）年度～2018（平成30）年度に実施した取組・成果

1 地域を担う人づくり

＜施策の方向性＞ (1) 福祉教育の推進	① 学校における福祉教育の推進
	② 生涯学習を通じた福祉教育の推進
	③ 地域組織を通じた福祉教育の推進
	④ 企業などの社会参加に関する理解の促進
	⑤ ソーシャル・インクルージョン※理念の普及

※ソーシャル・インクルージョン
 誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持てる社会をめざすという考え方

① 学校における福祉教育の推進

【学校教育課 学校教育係／社会福祉協議会】

- ・小中学校の総合的な学習の時間や道徳の時間、ボランティア活動において、関係機関と連携を図り、介護などの体験活動を通して交流することで、児童生徒の思いやりの心を育てている。

- ・小中学校では、車椅子や高齢者疑似体験、白杖アイマスク体験などを通じた学習や、小中学校及び高等学校の児童生徒の希望者を対象に、夏休みに福祉施設へ出向く福祉体験学習を実施し高齢者や障がい者への理解を深めている。

② 生涯学習を通じた福祉教育の推進

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・成人講座では、心豊かで生きがいのある人生と地域社会への貢献を見通した魅力ある「学びの場」を提供している。今までに認知症予防料理や薬膳料理、高齢者の終活支援、お口の健康づくりなど、保険長寿課や福祉課の協力を得て実施してきた。福祉に対する情報理解や健康への心構えなど、講座を通して培うことができてきた。

③ 地域組織を通じた福祉教育の推進

【福祉課 社会福祉係】

- ・地域組織である御嵩町赤十字奉仕団と月1回役員定例会を開き、事業の計画など打ち合わせを行っている。また、日本赤十字社岐阜県支部主催の奉仕団員の研修などに参加し、団員の育成を図り地域組織として地域に根差した活動に取り組んでいる（ひとり暮らし高齢者を対象とした春のつどい開催など）。

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・町内の中学1年生を対象に4月に春季インリーダー研修を開催し、KYT（危険予知トレーニング）とレクレーションを行い、10月に秋季インリーダー研修を実施し、救命講習、KYT（危険予知トレーニング）を実施した。また、JLC（ジュニアリーダーズクラブ）では、子ども会や地域のイベントにボランティアとして参加し、町や他団体と協力して活動している。

【社会福祉協議会】

- ・毎年、5月に御嵩町赤十字奉仕団の協力を得て、ひとり暮らし高齢者を対象に、春のつどいを開催し、130人前後の参加を得ている。
- ・ひとり暮らし高齢者の閉じこもりの防止や他者との交流を通じて、社会参加に繋げている。

④ 企業などの社会参加に関する理解の促進

【企画課 企画調整係】

- ・役場内の各課などに対し、男女共同参画の視点による取組を促すよう啓発に努めている。

【まちづくり課 まちづくり推進係】

- ・企業などに対し、男女共同参画の視点による取組を促すよう啓発に努めている。
- ・町内工業団地事業所から成る連絡協議会組織と連携し、管内の労働基準監督署職員

を講師に招き各事業所の労務担当者が参加し、障がい者雇用についての労務管理研修会を実施している。

- ・国、県及び関係機関より配布される社会参加に関する啓発チラシ・ポスターなどを役場、町内企業、商工会へ配布し、役場に掲示している。

⑤ ソーシャル・インクルージョン理念の普及

【福祉課 社会福祉係】

- ・地域住民に対して、障がいのある人に対する見守りや手助けの必要性などの認識については、2017（平成29）年度から事業が始められたヘルプマーク事業の普及啓発をすることにより意識啓発に努めた。

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・認知症サポーター講座を実施している。2017（平成29）年度末現在、認知症サポーター講座の受講者数1,044人。

<p><施策の方向性></p>	<p>① あいさつ運動の推進</p>
<p>(2) 声かけ・あいさつ運動の推進</p>	<p>② 子どもへの声かけの推進</p>

① あいさつ運動の推進

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・青少年育成町民会議のメンバーが中心となり、毎月、家庭の日の翌日をあいさつ運動の日として防災無線や町民会議だよりで周知を行い、各小中学校などで実施した。

【学校教育課 学校教育係】

- ・あいさつを交わし、お互いの顔をおぼえることで交流のきっかけづくりにもつながることから、地域のなかでのあいさつ運動を広めている。

② 子どもへの声かけの推進

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・おSUN歩あるきたいが登下校時などに見守り活動や子どもへの声かけに努めている。2018（平成30）年4月現在、おSUN歩あるきたいの登録者数600人。

【学校教育課 学校教育係】

- ・地域活動団体などと連携し、あいさつ運動や登下校時の見守り、地域住民と学校との交流などを通して地域の子どものことを知り、子どもへの声かけを進めている。
- ・伏見地区では、青少年育成町民会議と伏見小、共和中PTAが連携し、あいさつ運動を共同実施している。

<施策の方向性> (3) 広報啓発の推進	① 広報・啓発活動の充実
	② 福祉イベントの充実

① 広報・啓発活動の充実

【福祉課 社会福祉係】

- ・町広報紙ほっとみたけを活用し、広報・啓発活動を実施した。また、障がいの種類に応じた援助方法について町ホームページなどでお知らせしている。さらに障害者手帳を新規交付する際に障がい者福祉の手引きを渡し、サービスなどの周知をしている。

【社会福祉協議会】

- ・年4回の社協だよりの全戸配布に加え、より多くの人に情報が伝わるように、社会福祉協議会PR誌の発行、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムを立ち上げ、広報の充実を図った。

② 福祉イベントの充実

【社会福祉協議会】

- ・いきいき健康まつりと共催で、福祉まつりを開催し、車椅子体験や非常食の試食などのブースを設け、幅広い世代の参加を得た。

<施策の方向性> (4) ボランティアの育成	① ボランティア情報の提供
	② ボランティア活動の体験機会の充実
	③ ボランティア養成講座の充実
	④ ボランティアリーダーの育成
	⑤ 活動場所の確保
	⑥ 活動団体の交流支援
	⑦ 高齢者の能力活用

① ボランティア情報の提供

【社会福祉協議会】

- ・社協だよりのボランティア通信ページや社会福祉協議会ホームページにて、ボランティアの活動紹介や情報提供をしている。
- ・2018（平成30）年度よりフェイスブックによる情報提供を開始した。

- ② ボランティア活動の体験機会の充実
【社会福祉協議会】
- ・2015（平成27）年度にボランティア講座として、ぽっぽかんでのサロン活動をしているぽっぽ母べえによるお菓子作り体験を開催した。
 - ・2015（平成27）年度・2016（平成28）年度に地域デビュー講座として、運転ボランティアの体験講座を開催した。
- ③ ボランティア養成講座の充実
【社会福祉協議会】
- ・2016（平成28）年度に高齢者のちょこっとした困りごとを支援するちょこっと支え合い活動サポーター養成講座を開催した。
- ④ ボランティアリーダーの育成
【社会福祉協議会】
- ・岐阜県社会福祉協議会主催のボランティアリーダー養成講座への参加を促した。
 - ・ボランティアへの情報提供をしたり、活動についての相談に応じた。
- ⑤ 活動場所の確保
【社会福祉協議会】
- ・新たな活動場所の紹介など、活動の場を広げてもらうよう情報提供をした。
- ⑥ 活動団体の交流支援
【社会福祉協議会】
- ・毎年、ボランティア連絡協議会の研修として岐阜県ボランティアフェスティバルなどに参加し、他のボランティア団体との交流、情報交換の場としている。
- ⑦ 高齢者の能力活用
- 【まちづくり課 まちづくり推進係】
- ・中山道観光ボランティアガイド「中山道案内人偲歴会」は、御嵩町へ訪れる方々に、歴史、史跡、自然、文化などを案内している。案内人数実績 1,200人（2017（平成29）年度）
- 【住民環境課 環境整備係】
- ・町内の生活環境向上のため、シルバー人材センターに次の4業務を委託している。
 - 1)粗大ごみ戸別収集などの屋外作業業務
 - 2)不法投棄監視パトロール業務
 - 3)ごみ集積所監視パトロール業務
 - 4)犬・猫死体処理業務

【建設課 管理係】

- ・町管理の道路や河川などのほか、県管理の河川管理区域内（法面など）の環境保全活動（草刈りや樹木の伐採など）を高齢者が多く在籍するシルバー人材センターへ業務委託をしている。2017（平成29）年度には、県管理の一級河川（4河川）の除草などを15,470㎡、町管理の町道・河川（13か所）の除草などを17,156㎡実施した。草木の生育により毎年度実施しており、高齢者の人材活用に成果はあったものと思われる。

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・成人講座では、狂俳（同好会）、食生活改善推進協議会など町内で活躍している人材を講師に迎え、町内に広く活動を紹介し、活動の活性化への支援を行った。
- ・青少年育成町民会議では、今年度から地区推進員も、おSUN歩あるきたいに登録を行うとともに偲歴会などの団体へ登録を呼びかけ、散歩することで、健康づくりと地域の見守り活動の推進に努めている。
- ・家庭教育学級では、6月に実施した人権子育て講演会や11月に実施した家族学級における、行事運営のサポートや託児ボランティアとして地域の方に協力していただいた。

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・高齢者の雇用の場を提供するシルバー人材センターの運営について支援を続けている。
- ・介護予防事業である筋力トレーニング教室において、高齢者を中心としたボランティア活動、自主事業のしくみが育っている。
- ・MTK48は、各種イベントへの出演などを行っている。
- ・2017（平成29）年度よりボランティアポイント制度を実施し、高齢者の生きがい活動の支援を行っている。

【社会福祉協議会】

- ・2017（平成29）年度に町からの受託事業として、高齢者ボランティアポイント事業を実施している。（登録団体数：21団体・登録者数：270人）

2 地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり

<施策の方向性>	① 世代間交流の推進
(1) 地域への関心を高める交流活動の推進	② 地域の施設などを活用した交流の推進
	③ 地域行事を通じた交流の推進
	④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進

① 世代間交流の推進

【福祉課 児童福祉係】

- ・各保育園における老人福祉施設への訪問回数（上之郷保育園：2回／御嵩保育園：8回／中保育園：3回／伏見保育園：6回）
- ・祖父母参観の回数（各保育園：1回）

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・各地区公民館では、地域のボランティアの協力を得て、地域子ども教室を実施し、多様で豊かな体験活動を提供し、多世代交流をより一層推進することができた。

【学校教育課 学校教育係】

- ・総合的な学習の時間を利用し、高齢者と触れ合う機会を設けている。また、ふるさとふれあい夢づくり事業では、高齢者の方にも菊づくりやお茶づくりなどの講師として協力いただいている。

② 地域の施設などを活用した交流の推進

【福祉課 社会福祉係】

- ・あゆみ館においては、あゆみ館まつり、あゆみ館工コまつりを開催し、地域との交流を図っている。2017（平成29）年度においては、議員、自治会長との懇談も開催し、交流について話し合った。また、パンなどの自主製品を町内で販売したり、リサイクルステーションを開設するなどして地域との交流を図っている。

【福祉課 児童福祉係】

- ・各保育園では毎月、あそびの広場（園庭開放）を開催し、地域の未就学児が子どもの遊び場を通じて交流を深めている。また、中高校生による職場体験などの交流を通じて連携を深めている。
- ・ぼっぼかんで、住民による子育てサービスふれあいサロンを実施している。
- ・各児童館では隔週木曜日と毎週土曜日に子どもや親子で参加できる教室を実施している。

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・各地区公民館が、地域に開かれた親しみやすい公民館活動を推進するため、公民館関係者の研修などを積極的に計画・実施した。

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・高齢者いきがい活動支援センター（ふらっとハウス、あつと訪夢）は、2014（平成26）年度より指定管理者制度を導入し、更なる活用促進を図っている。また、2017（平成29）年度より防災コミュニティセンターでぬくもりの家によるサロンを週2回実施し、上之郷地区のつどいの場となっている。

③ 地域行事を通じた交流の推進

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・子ども会が主催する事業として、1月1日に迎春の会を開催し、世代間交流の場を提供し、多数の参加があった。
- ・JLC（ジュニアリーダーズクラブ）が、町や子ども会、地域の行事などに協力し、世代間交流を図ることができた。
- ・人権子育て講演会では、託児ボランティアとして地域住民や中学生の協力を得て行い、それを通じて地域住民と中学生、小学生、乳幼児の多世代の交流を推進することができた。

【社会福祉協議会】

- ・自治会で行なっているサロンからの要望で、演芸のボランティアを派遣した。

④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・各地区公民館では、地域の高齢者などに地域子ども教室の講師やボランティアを依頼し、地域の文化や伝統を継承・体験する場を提供している。田んぼの学校や尺八・詩吟や伊勢型紙、茶道などの教室を開催した。

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・子どもたちと交流を図る場として、高齢者いきがい活動支援センター、伏見にここ館などを活用し、世代交流の行事を行っている。

<p><施策の方向性></p>	<p>① 地域をつなぐネットワークづくり</p>
<p>(2) 地域活動団体などの連携強化</p>	<p>② 各種団体などへの支援</p>

① 地域をつなぐネットワークづくり

【住民環境課 ふれあい住民係】

- ・自治会からの要請に基づき団体間の情報の伝達に努めた。

【福祉課 社会福祉係】

- ・必要に応じて民生委員・児童委員協議会において協力を要請している。また、場合によっては、地区の民生委員・児童委員にケースに応じた対応（ケース会議への出席、見守りなど）をお願いしている。

【社会福祉協議会】

- ・社会福祉協議会理事や評議員に民生委員・児童委員の一部の方に入っただき、意見をいただきながら地域福祉事業を進めた（上之郷地区1人、御嵩地区3人、中地区1人）。また、4地区に設置する支部社会福祉協議会には、全ての民生委員・児童委員に構成員として入っただき、地域に根差した福祉活動を展開された。

② 各種団体などへの支援

【住民環境課 ふれあい住民係】

- ・福祉に関する各種団体からの要請に基づき、自治会へ広報物を配布した。

【福祉課 社会福祉係】

- ・障がい者施設（あゆみ館）については、毎年、夏まつりや講演会などの行事を開催しており、住民への周知を積極的に支援している。また、身体障害者福祉協会可児郡支部には、社会福祉協議会を通して財政面での支援や、各行事への支援を積極的に実施している。

【社会福祉協議会】

- ・ボランティア連絡協議会加入団体へ活動費の助成をしている。

<施策の方向性> (3) 拠点づくりの推進	① 地域住民の交流の拠点づくり
	② 相談・情報の拠点づくり

① 地域住民の交流の拠点づくり

【福祉課 児童福祉係】

- ・子育て支援センターでは、乳幼児の健やかな育成を図るための交流活動やイベント、情報交換、育児相談のほか、ふれあいサロンでの子育て中の親と高齢者などの世代間交流の場として、広く活用している。

【福祉課 保健予防係】

- ・2018（平成30）年度より、みたけ健康ポイント事業を開始した。各種健(検)診の受診や健康教室に参加された方に対してポイントを付与している。運動を中心とした各種団体主催の事業やサロンもポイント付与の対象とし、活動支援を実施中である。

② 相談・情報の拠点づくり

【福祉課 社会福祉係】

- ・障がいのある人への相談事業は、地域生活支援事業を活用し、相談事業所6か所に相談業務を委託している。2018（平成30）年度においては、そのうちの5事業所と基幹相談にかかる委託業務契約も締結し、基幹相談支援センター機能を設けた。

【社会福祉協議会】

- ・2018（平成30）年度に町から生活支援コーディネーター事業を受託し、住民主体の活動の立ち上げ支援、相談や情報提供などを行っている。
- ・毎月第4水曜日をボランティア相談日としている。
- ・2017（平成29）年度より御嵩町ボランティアセンターを防災コミュニティセンター内に移し、ボランティア活動に関する拠点としている。

3 地域を見守る支え合いのしくみづくり

<施策の方向性> (1) 地域の組織づくりの推進	① 地域住民による見守り活動の推進
	② 見守りネットワークの充実
	③ 認知症サポーターの養成と活用
	④ 地域包括ケアシステムの構築
	⑤ 地域ぐるみの子育て支援

① 地域住民による見守り活動の推進

【福祉課 社会福祉係／保険長寿課 高齢福祉係／社会福祉協議会】

- ・民生委員・児童委員、福祉委員などは、自治会と地域住民が連携して定期的を実施する見守り活動を支援している。

② 見守りネットワークの充実

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・徘徊高齢者SOSネットワーク（ほっとねっと）において徘徊高齢者の見守りを行うとともに、年1度の通報訓練を行っている。
- ・御嵩町送迎配達店舗（らくだネット）にて高齢者など交通弱者へ配慮したサービス事業を行っている。

③ 認知症サポーターの養成と活用

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・町内の自治会・各種団体などを対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解の促進と対応方法など研修を行っている。（2017（平成29）年度未受講者：1,044人）

④ 地域包括ケアシステムの構築

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・医師会、歯科医師会、介護事業所などの交流研修会を可児市と合同開催し、各種団体の代表による協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターを設置した。

⑤ 地域ぐるみの子育て支援

【福祉課 児童福祉係】

- ・ぽっぽ母べえによるふれあいサロンで子育てサービスを実施。（会員登録総数：61人）
- ・ファミリー・サポート・センターでは、利用会員が増加するように会員募集を兼ねた講習会、交流会（年3回）を開催している。（登録会員数は、提供会員：58人、利用会員：23人、延べ利用者数：20人）

<施策の方向性> (2) 防犯・防災対策の推進	① 登下校時のパトロールの推進
	② 自主防犯活動の推進
	③ 危険箇所の点検
	④ 緊急避難所の検討
	⑤ 地域で取り組む交通安全対策の推進
	⑥ 避難行動要支援者支援体制の充実
	⑦ 自主防災活動の推進
	⑧ 災害支援ボランティアの推進
	⑨ 福祉避難所の整備

① 登下校時のパトロールの推進

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・青少年育成町民会議では、おSUN歩あるきたいの登録者が2018（平成30）年4月現在600人となり見守り活動が充実してきた。各小学校の一斉下校時の見守り活動を年6回実施した。

【学校教育課 学校教育係】

- ・登下校時の事故や犯罪を防止するため、学校安全サポーターの配置、安全ふれあいサポーターやおSUN歩あるきたいなど地域のボランティアによる通学路パトロールを推進した。また、地域住民による子どもの見守りが日常的に行われるよう協力を呼びかけている。

② 自主防犯活動の推進

【総務防災課 防災安全係】

- ・地域安全指導員による防犯パトロールを月1回実施。また、各学校において警察による防犯教室を行っている。
- ・毎週月・水・金の3回、青色回転灯防犯パトロールを実施。小中学校が夏休み中は夜間パトロールを実施。

（参考一刑法犯罪認知件数）

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
件数(件)	170	122	133	114

③ 危険箇所の点検

【総務防災課 防災安全係】

- ・自治会が整備する防犯灯に対し、防犯灯設置整備補助金交付事業を実施し、補助金を交付して設置を促している。

(防犯灯設置補助実績)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
設置数(基)	65	71	86	104

- ・火災発生時を想定し、消防団及び自治会役員により地元消火栓など水利の位置及び消火栓の利用方法の確認を行った。

【建設課 管理係】

- ・自治会や地域住民からの協力に基づき異常の連絡があった町管理施設（道路や河川など）については、維持修繕や改良工事を実施してきた。2016（平成28）年度の安全対策事業の実績としては、長岡排水区水路整備事業が完了して、排水区域内の防災減災安全対策が図られた。一部の地域（施設）に限られるが、安全性が高まったものとする。

【農林課 森づくり係】

- ・林野災害のおそれのある箇所については、県へ事業要望を行い、県の治山事業により防災・減災対策を進めている。

④ 緊急避難所の検討

【総務防災課 防災安全係】

- ・学校、PTAを通じて、子ども110番の家の増設や見直しがあった場合、可児警察署と調整を図った。

【学校教育課 学校教育係】

- ・PTA総会などで、子ども110番の家がどこにあるか周知している。
- ・JAめぐみの各支店が、子ども110番の家に登録されているが、各店舗の営業車の巡回中にも子どもの見守りを行っている。

⑤ 地域で取り組む交通安全対策の推進

【総務防災課 防災安全係】

- ・町内各小学校・保育園・幼稚園の交通安全教室を可児警察署・交通指導員と連携し行った。

⑥ 避難行動要支援者支援体制の充実

【福祉課 社会福祉係】

- ・要援護者台帳を作成し、災害時に対応できるようにしている。地区自治会長会において、台帳登録に関する説明を自治会に実施しており、必要性を呼びかけている。

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人の世帯などの災害時要援護者の情報を民生委員・児童委員の訪問により収集し、平常時からの見守りや災害時における支援を図るため、自治会ごとの個別支援計画を作成している。
- ・2017（平成29）年度までの個別支援計画策定の自治会は7か所となっている。

⑦ 自主防災活動の推進

【総務防災課 防災安全係】

- ・自主防災組織活性化研修会を開催し、組織への助言・指導・情報共有を図っている。併せて活動補助金や施設整備補助金などで組織をバックアップし活動の活性化を図った。

（活動補助金）

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
補助金額(千円)	690	850	850	860

（施設整備補助金）

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
補助金額(千円)	590	578	432	587

- ・2012（平成24）年度から御嵩町防災アカデミーを毎年開講しており、2017（平成29）年度には26人が受講し、新たに防災リーダーとなった。2017（平成29）年度には、高校生を対象に開講し、15人が防災リーダーとなった。また、既防災リーダーを対象に3回のフォローアップ講習を開催し、知識の高揚に努めた。

（防災リーダー認定数）

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
認定数(人)	24	35	34	26

【福祉課 社会福祉係】

- ・防災リーダー受講の際に要支援者に関する講義を実施している（要支援者のことも考えた避難所開設方法など）。また、2015（平成27）年度に南山台東自治会で障害者支援個別計画に関するワークショップを開催している。

⑧ 災害支援ボランティアの推進

【生涯学習課 生涯学習係】

- ・御嵩公民館では、町の防災アカデミーを受講し防災リーダー・防災士に認定された人たちが講師になり防災講座を実施している。災害時に地域住民が災害支援できる

よう防災意識の向上・知識の習得に努めている。

【社会福祉協議会】

- ・ 2013（平成25）年度より毎年、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施している。
- ・ 2017（平成29）年度は災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催した。

⑨ 福祉避難所の整備

【福祉課 社会福祉係／保険長寿課 高齢福祉係】

- ・ 防災計画では、福祉避難所は9か所を指定している。そのうち要援護者に対する福祉避難所での支援体制整備について、4事業所（7施設）との協定を締結し支援体制づくりをしている。

4 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

<施策の方向性> (1) 相談支援の充実	① 相談窓口の周知
	② 相談機関の充実
	③ 身近な相談体制の充実
	④ 地域のニーズを把握するしくみづくり

① 相談窓口の周知

【福祉課 社会福祉係】

- ・町広報紙ほっとみたけや町ホームページ、パンフレットなどにより相談窓口を周知している。障害者相談などは相談日をみたけカレンダーにも掲載している。

【福祉課 児童福祉係】

- ・ぼっぼかんで子育て相談を常時行っており、その他に、月1回、保育園開放日に合わせて巡回相談を実施している。周知に関しては、町広報紙ほっとみたけに専用の欄を設け、毎月掲載を行っている。

【福祉課 保健予防係】

- ・毎週月曜日の午後を相談日（いきいき健康相談）とし、健康や子育てなどの各種相談を継続して受けている。利用者は増加傾向であるが、町広報紙ほっとみたけの保健センターだよりへの掲載や防災無線で周知を図っている。

（いきいき健康相談）

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
相談者数(人)	109	48	84	79

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・地域包括支援センターをはじめ各種行政機関の相談窓口について、町ホームページなどで周知するとともに、民生委員・児童委員など福祉関係者を介して地域住民への周知を図っている。

【社会福祉協議会】

- ・社協だより（全戸配布）やホームページ、フェイスブック、インスタグラムを通じて周知を図っている。

② 相談機関の充実

【福祉課 社会福祉係】

- ・相談支援については、中濃圏域の5事業所及び可茂学園や社会福祉協議会と委託契約を締結している。2018（平成30）年度からは中濃圏域5事業所と基幹相談に係

る部分を新たに締結し、相談支援の強化を図っている。

【福祉課 児童福祉係】

- ・隔月、出前保育を実施しており、子育て支援プログラムなどを通して各機関と連携を深めている。

【福祉課 保健予防係】

- ・子育てに関して、いきいき健康相談のほかに、月1回の相談日を設けている。子育て支援センターなどと連携し、必要に応じて精神保健福祉相談や幼児相談、運動発達相談へつなげている。

(育児相談)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
相談者数(人)	248	332	306	283

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・地域包括支援センターの相談員に対し、県主催の専門研修などに積極的に参加させ資質向上を図り、相談体制の充実に努めている。

【社会福祉協議会】

- ・職員を県主催の専門研修などに積極的に参加させ、資質の向上を図り相談体制の充実に努めている。

③ 身近な相談体制の充実

【福祉課 社会福祉係】

- ・生活困窮や障がいに係る相談については社会福祉係で相談に応じている。生活困窮に関しては、内容に応じて社会福祉係での相談を経て県社会福祉協議会の生活困窮支援に繋げるか、県の生活保護に繋げている。障がいに関しては、内容に応じて社会福祉協議会や可茂学園の協力を得ている。

④ 地域のニーズを把握するしくみづくり

【住民環境課 ふれあい住民係】

- ・受け付けた要望を適切な担当課につなぎ、必要な支援が迅速に講じられるよう、各課との連携を密にした。

(自治会要望受付件数)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年 (7月2日現在)
受付件数(件)	55	62	52	49	13

【福祉課 社会福祉係】

- ・毎月1回開催される民生委員・児童委員協議会定例会において、それぞれ地域の情報共有・対応協議などを綿密に行い、迅速に対応できる体制となっている。2016（平成28）年度までは福祉課内で毎月定例のケース会議を開催し、保健センター、児童福祉係と連携を図り情報共有を随時していた。2017（平成29）年度以降は定例のケース会議ではなく随時のケース会議を行い情報共有している。また2017（平成29）年度においては障害計画策定にあたり障がいに関するニーズ調査を実施している。

<p>＜施策の方向性＞</p>	<p>① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実</p>
<p>(2) 情報提供の充実</p>	<p>② 人を介した情報提供のしくみづくり</p>
	<p>③ 誰もが利用しやすい情報提供のしくみづくり</p>

① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実

【福祉課 社会福祉係】

- ・町広報紙ほっとみたけや町ホームページ、パンフレットなどにより周知している。
- ・障がい者手帳交付時に、岐阜県障がい者福祉の手引きを配布しサービスの情報提供をしている。

【福祉課 児童福祉係】

- ・ぽっぽ母べえによるふれあいサロンを実施している。
- ・巡回相談について町広報紙ほっとみたけにおいて毎月周知を図っている。

【保険長寿課 介護保険係】

- ・町広報紙ほっとみたけや町ホームページなどに掲載するとともに、福祉サービス一覧を作成し、福祉サービスに関する情報を提供している。

【社会福祉協議会】

- ・社協だより（全戸配布）だけでなく、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムを開設し、福祉サービスなどの情報提供を行っている。
- ・2016（平成28）年度4地区で福祉懇談会を実施し、地域の困り事などを把握するとともに、今ある福祉サービスなどの情報提供を行った。

② 人を介した情報提供のしくみづくり

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・民生委員・児童委員による訪問、高齢者生きがい活動センターの行事や地域でのサロン活動などにおいて情報提供を随時行った。

【社会福祉協議会】

- ・支部社会福祉協議会や福祉委員、ボランティアなどを通じて要援護者を含む地域住民に対して情報提供を実施した。さらに充実させることが出来るように継続的に実施していく。

③ 誰もが利用しやすい情報提供のしくみづくり

【福祉課 社会福祉係】

- ・町広報紙ほっとみたけや町ホームページ、パンフレットなどにより周知している。

【社会福祉協議会】

- ・ボランティア団体である手話サークルみたけの活動支援をしている。

<施策の方向性> (3) 福祉サービスの質の確保	① ニーズに応じた柔軟なサービスの検討
	② 高齢者や障がいのある人の移動手段の検討
	③ 権利を守るしくみづくり
	④ サービスを評価するしくみづくりの充実
	⑤ 住民主体の活動に対する支援の充実

① ニーズに応じた柔軟なサービスの検討

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加に対応するため、非常通報装置、日常生活支援、介護者手当などの助成や筋力トレーニング教室の充実など介護予防施策を行った。

【社会福祉協議会】

- ・2016（平成28）年度に、ちよこつと支え合い活動サポーター養成講座を開催し、2017（平成29）年度より登録サポーターによる、高齢者のちょっとした困りごとの支援活動を実施している。
- ・2018（平成30）年度に町から生活支援コーディネート事業を受託した。住民による支え合い体制を構築できるよう支援している。

② 高齢者や障がいのある人の移動手段の検討

【企画課 企画調整係】

- ・町の中心部に近いエリアでは定時定路線のふれあいバス、上之郷エリア・伏見エリアにおいては予約（デマンド）型運行のふれあい予約バスの運行を行っている。

(ふれあいバスの年間利用実績)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
利用者数(人)	17,519	15,691	13,963	15,032

(ふれあい予約バスの年間利用実績)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年
利用者数(人)	8,404	8,811	8,655	8,489

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・高齢者の生活支援の独自サービスとして、町内商店などの協力により、見守りを兼ねた日常生活物品の配達やサービス行為のための送迎について協力店舗を紹介する御嵩町送迎配達店舗ガイド(らくだネット)を発刊し、新たな取組として実施した。

【社会福祉協議会】

- ・車椅子など利用者の外出支援として、住民へ福祉車両の貸出事業を実施している。また、家族などで運転手の確保が困難な場合は、送迎ボランティアに運転のみを依頼している。(送迎ボランティア登録者：11人、依頼回数：105回)
- ・送迎ボランティア確保の為、定年退職後の男性をターゲットに、地域デビュー講座を開講した。

③ 権利を守るしくみづくり

【福祉課 社会福祉係】

- ・障がいのために判断能力が十分ではない方が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、成年後見利用制度を利用し町長申立てなどを実施した。(2017(平成29)年度：1件)

【社会福祉協議会】

- ・2018(平成30)年4月現在、日常生活自立支援事業を9人が利用しており、相談件数も増えている。

【保険長寿課 高齢福祉係】

- ・権利擁護に関する制度の普及、浸透を図るため、情報提供や啓発を行い、地域包括支援センターなどの関係機関や民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握や利用促進に取り組んでいる。

④ サービスを評価するしくみづくりの充実

【保険長寿課 介護保険係】

- ・サービス提供事業者は、第三者委員の設置や自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報公開に努めている。地域密着型サービス事業所(認知症対応型共同生活介護)においては、外部評価を導入している。

⑤ 住民主体の活動に対する支援の充実

【住民環境課 ふれあい住民係】

- ・自治会長連絡協議会定例会を毎年度2回開催し、情報交換の場を設けた。また、地区別自治会長会議を年1回(必要に応じてそれ以上)開催し、情報を共有している。

【社会福祉協議会】

- ・2018(平成30)年度に町から生活支援コーディネート事業を受託。住民主体の活動の立ち上げ支援を行っている。
- ・ボランティアに関する相談、支援をしている。

Ⅱ アンケート結果に見る重点課題の評価

課題1 少子高齢化、地域の担い手や後継者の不足

第2次計画の策定に際して実施した2013（平成25）年のアンケート結果では、本町における最大の課題は「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」でした。これを解決するために、第2次計画では、「地域を担う人づくり」を第一の基本目標に掲げて、地域を支えるための人材育成や魅力ある地域づくりに取り組んできました。しかし、少子高齢化の進展はとどまることなく、2018（平成30）年のアンケート結果をみると、伏見地区以外で「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」を地域の課題としてあげる人の割合は上昇しています。

こうした事実から目を背けないよう、引き続き、重点課題として捉え、すべての住民が、その解決について考えていく必要があります。

▶設問「あなたの住んでいる地域には、どのような課題や問題があると感じていますか」（複数回答）に「少子高齢化により、地域の担い手・後継者が不足している」と回答した人の割合

	2013年	2018年	変 化	
全 体	34.3%	36.8%	+2.5ポイント	➡
上之郷地区	54.4%	56.1%	+1.7ポイント	➡
御嵩地区	28.7%	36.7%	+8.0ポイント	➡
中地区	30.6%	35.4%	+4.8ポイント	➡
伏見地区	37.1%	31.6%	-5.5ポイント	⬅

課題2 地域活動やボランティア活動のきっかけ

ボランティア活動への参加状況について、2018（平成30）年のアンケート結果を、2013（平成25）年と比較すると、「活動している」は12.5%と全く変わりはありませんでした。一方、「活動したことはなく、今後も活動したいと思わない」が10ポイント以上上昇しています。2017（平成29）年度には、御嵩町防災コミュニティセンターに社会福祉協議会がボランティアセンターを設置したり、高齢者ボランティアポイント制度を開始したり、ボランティア活動を活性化するための取組の充実を図ってきましたが、まだ、成果が出るまでに至っていません。しかし、地域福祉活動には即効性はありませんが、漢方薬のようにじっくり時間をかけて、確実に地域を活性化させる効果があると考えます。今後も引き続き、ボランティア活動のためのしくみづくりや拠点づくりを進めて行く必要があります。

▶設問「ボランティア活動をしていますか」

	2013年	2018年	変 化	
活動している	12.5%	12.5%	変化なし	➡
現在は活動していないが、過去に活動したことがある	16.3%	14.1%	-2.2ポイント	➡
活動したことはないが、今後活動したい	23.7%	19.3%	-4.4ポイント	➡
活動したことはなく、今後も活動したいとは思わない	37.3%	48.0%	+10.3ポイント	➡
無回答	10.2%	6.2%	-4.0ポイント	➡

課題3 地域におけるつどいの場

第2次計画では、アンケート結果により、近所付き合いの程度が年々希薄になってきていることを受けて、「地域を支えるふれあいの拠点と連携のしくみづくり」を基本目標の一つに掲げました。しかし、2018（平成30）年のアンケート結果をみると、近所付き合いの程度はさらに希薄になってきています。背景には、やはり、少子高齢化の進展と住民の考え方や価値観の変化が考えられます。

現在、高齢者を中心に自治会やさらに小さな単位でのサロンなどつどいの場づくりを進めており、こうした取組を通じて地域住民同士の相互理解が進むことが期待されます。

▶設問「近所の人とは、どの程度付き合いをしていますか」

	2013年	2018年	変 化	
日頃から助け合っている	16.6%	13.8%	-2.8ポイント	➡
気の合った人とは親しくしている	29.1%	27.9%	-1.2ポイント	➡
顔が合えばあいさつはする	46.4%	50.1%	+3.7ポイント	➡
ほとんどつきあわない	4.3%	5.5%	+1.2ポイント	➡
近所にどんな人が住んでいるか分からない	1.2%	1.5%	+0.3ポイント	➡
その他	0.3%	—	-0.3ポイント	➡
無回答	2.1%	1.3%	-0.8ポイント	➡

課題4 住民と行政の協働による安心の地域づくりを

地域の課題の解決方法について、2018（平成30）年のアンケート結果を、2013（平成25）年と比較すると、「住民同士で協力して解決したい」が大きく低下しています。一方、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が上昇しています。背景としては、地域の福祉に関する課題が複雑化・複合化し、高齢者、障がい者、子どもなど従来の枠組みでは解決しないケースが増えてきたことなどが考えられます。今後は、これまで以上に、自助・互助・共助・公助の効果的な組み合わせが重要となってきます。

▶設問「（地域の課題を）どのような方法で解決するのがよいと思いますか」

	2013年	2018年	変 化	
自分たちの生活に関わることから、住民同士で協力して解決したい	50.3%	37.6%	-12.7ポイント	➡
地域のことに熱心な人たちが考えてくれるので、その人たちに任せておきたい	7.1%	9.7%	+2.6ポイント	➡
行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい	34.1%	42.6%	+8.5ポイント	➡
その他	3.2%	4.1%	+0.9ポイント	➡
無回答	5.4%	6.0%	+0.6ポイント	➡

課題5 地域の見守り

地域にはひとり暮らしの高齢者や障がいのある人など日常生活上のちょっとした助けを必要とする人がいます。こうした人(世帯)を支えるのが前述した「互助」の力です。しかし、困っている世帯への対応について、2018（平成30）年のアンケート結果を、2013（平成25）年と比較すると、「～お手伝いをしたい」が低下しており、互助の意識が薄れてきているのが現状です。今後は、生活支援コーディネーターなどを通じて地域の実情に合った見守り体制を構築していく必要があります。

▶設問「困っている世帯があったら、あなたはお手伝いをしますか」

	2013年	2018年	変 化	
積極的にお手伝いをしたい	8.0%	6.0%	-2.0ポイント	➡
多少ならお手伝いをしたい	43.9%	37.1%	-6.8ポイント	➡
お節介と思われたくないのためらってしまう	14.1%	18.8%	+4.7ポイント	➡
福祉サービスを利用すればよく、特に自分が手伝える必要はない	6.2%	9.4%	+3.2ポイント	➡
よくわからない	21.1%	20.9%	-0.2ポイント	➡
その他	4.2%	5.8%	+1.6ポイント	➡
無回答	2.5%	1.9%	-0.6ポイント	➡

課題6 プライバシーの保護と地域活動

地域の支え合いや災害時の支援を的確に行うには、要支援者一人ひとりの情報を地域の関係者で共有する必要があります。個人情報の取り扱いについて、2018（平成30）年のアンケート結果をみると「隣近所のつきあいに必要な程度の情報であれば知られてもかまわない」及び「福祉の支援や災害時の対応に必要な情報は地域で共有すべきである」の合計が約70%を占めています。2013（平成25）年の結果との比較でも若干の低下は見られるものの、有意な差は認められません。住民の価値観や個人情報保護法の解釈は様々ですが、多くの人が必要な情報は共有すべきと考えていることがわかります。今後、地域活動において個人情報をどのように共有するか考え方を明確にする必要があります。

▶設問「個人情報の取り扱いについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか」

	2013年	2018年	変 化	
個人情報は、いかなる理由があっても保護されなければならない	25.6%	25.9%	+0.3ポイント	➡
隣近所のつきあいに必要な程度の情報であれば知られてもかまわない	26.6%	28.4%	+1.8ポイント	➡
福祉の支援や災害時の対応に必要な情報は地域で共有すべきである	45.0%	40.0%	-5.0ポイント	➡
その他	1.0%	1.9%	+0.9ポイント	➡
無回答	1.8%	3.7%	+1.9ポイント	➡

課題7 情報提供・相談体制の充実

地域において福祉サービスが適切に利用されるためには、情報提供と相談支援が重要です。2018（平成30）年のアンケート結果をみると、これからの福祉の重点項目として「福祉サービスに関する情報提供」が最も高くなっており、2013（平成25）年の結果との比較では5ポイント近く上昇しています。今後、情報提供と実際のサービス利用につなげる相談支援をさらに強化していく必要があります。

▶設問「これからの福祉は何を重点にすべきだと思いますか」（各年上位①～⑤項目の抜粋）

	2013年	2018年	変 化	
福祉サービスに関する情報提供	25.8%	①30.5%	+4.7ポイント	➡
地震などの緊急時に高齢者や障がい者などの安全を確保するための体制づくり	③26.9%	②29.0%	+2.1ポイント	➡
住民がお互いに助け合えるまちづくり	①35.5%	③28.0%	-7.5ポイント	➡
気軽に相談できる場の充実	④26.6%	④27.1%	+0.5ポイント	➡
健康や生きがいづくりへの支援	23.8%	⑤26.3%	+2.5ポイント	➡
在宅福祉を支えるサービスの充実	②28.3%	22.9%	-5.4ポイント	➡
子どものころからの福祉教育	⑤26.0%	23.5%	-2.5ポイント	➡

第4章 重点課題

町民アンケートの結果、ヒアリング、住民懇談会などの意見から、本町における地域福祉の課題が明らかになってきました。これまでの取組では解決せず、引き続き重点的に取り組まなければならない項目に加え、新たな課題も浮き彫りになってきました。

住民、行政、福祉事業者、関係団体、商店・企業などが、これらの課題を「我が事」として捉え、それぞれの持てる力を最大限発揮して、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていかなければなりません。

1 地域共生社会を目指すネットワークづくり

「障がいのある人が高齢の親を介護している」「精神疾患のある人を介護している家族の負担が大きく、虐待につながらないか不安」「認知症があっても車の運転がやめられない」「生活に困っている人がいるはずだが、実態が分からない」…ヒアリングや住民懇談会から、地域にはさまざまな困りごとを抱えた人がいることが浮き彫りになってきました。しかも、介護・福祉サービスや住民の見守りだけでは単純に解決しない困難な事例もあり、専門職による迅速で的確なコーディネートと、地域住民をはじめ地域のネットワークの強化が求められています。

障がいがあっても、認知症があっても、生活に困っていても、誰もが地域の担い手として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会を目指す必要があります。



2 地域を支える人づくり

町民アンケートの結果によると、地域の課題として「少子高齢化により、地域の担い手や後継者が不足している」や「地域の人たちのつきあいが希薄になっている」が高くなっており、地域を支える人材や人と人とのつながりなど〈人〉について、危機的な状況が見えてきます。また、住民懇談会の意見でも、「空き家が多くなった」「地域に子どもが少なくなってきた」「ひとり暮らしが増えた」「自治会に加入しない人がいる」など〈人〉の問題が課題として多くあげられました。一方、課題の解決方法については、〈住民主体〉で解決すべきと考えている人が50%近くあり、きっかけさえあれば、多くの人が、地域活動

やボランティア活動に参加する潜在的な人材であることがわかってきました。

地域を支えるための人材を確保・育成するためには、まず、住民の誰もが地域のことを人ごとではなく「我が事」として捉え、地域に関心を持てるようにしなければなりません。そのために、世代を超えて誰もが気軽に地域福祉活動に参加できるしくみを整えるとともに、魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。



3 地域福祉の拠点づくり



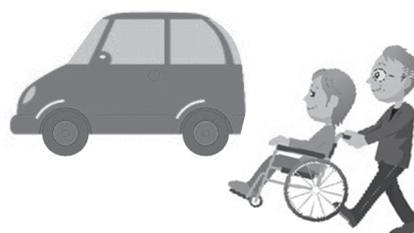
住民懇談会では、さまざまな地域課題の解決を図るために、「空き家を活用した交流の場」「若い人も障がいのある人も、誰もが気軽に利用できるつどいの場」「多世代交流のつどいの場」など場づくりに関する提案が多くありました。

前述のとおり、人と人とのつながりが希薄化している中、求められているのは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが気軽に利用できるつどいの場、気軽に相談でき情報が得られる場などです。

誰もが普通に地域で暮らし続けられるよう、交流、相談、情報共有などができる地域福祉の拠点を整備する必要があります。

4 生活を守る移動のしくみづくり

町民アンケートの結果では、地域の課題について最も高かったのは「移動・交通の利便性が低い」でした。住民懇談会においても、移動と外出支援については、いずれのグループでも課題としてあげられており、本町の地域福祉を考える上で、避けられない課題となっています。運転免許証を自主返納した人、駅やバス停までの移動が困難な人、制度の狭間で移動に困難を感じている人のニーズの把握に努め、単なる移動支援ではなく、買い物をはじめ生活上の支援として、さまざまな視点で、効果的かつ効率的な方法を検討していく必要があります。



第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や町行政、福祉サービスを提供する事業者などの社会福祉関係者が、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

御嵩町では、少子高齢化が進行し、人口が減少していく中であって、隣近所のつきあいや助け合いといった地域の関係は希薄になりました。かつて家庭や地域が有していた介護力や子育て力は弱まり、地域のつながりや支え合いも薄れてきています。また、地域福祉の課題は、さまざまな分野が絡まり合い、複雑化し、単一の分野で解決をめざすことが難しくなっています。

みんなが支え合って共に生きるという認識を持ち、住民、関係団体、行政など多様な主体の協働による地域における支え合い、助け合いの精神に基づいた地域共生社会を構築し、すべての住民が地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

第5次総合計画では、まちづくりの理念を『参加のまちづくり』から『協働のまちづくり』へ」とし、めざすまちの姿の1つとして、人と人、地域と地域のつながりを大切にし、ふれあい・支えあいにより、安全・安心に暮らせる「みんなが支えあうまち」を掲げています。

本計画は、行政や社会福祉協議会、サービス提供事業所だけでなく、住民や地域活動団体、ボランティアなど多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らせる社会とするための指針であり、第5次総合計画の理念を具体化するための計画です。

そこで、本計画においても「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまちみたけ」という第2次計画の基本理念を継承し、施策を推進していきます。

ともに生き、ともにつくる

安心とふれあいのあるまち みたけ

2 基本目標

重点課題を解決し、「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」を実現するために、次の基本目標に基づき地域福祉を推進していきます。

(1) 分野を超えてつながる

地域の課題や困りごとは複雑化し、現行の制度だけでは対応しきれない場合も少なくありません。福祉の分野だけでなく、就労や法律などさまざまな分野が連携し解決にあたる必要があります。また、地域住民による気づきを支援につなげることも重要です。

障がいがあっても、認知症があっても、生活に困っていても、いろいろな問題が重なっていても、組織や専門分野を超えてつながり、包括的な支援ができるネットワークづくりを進めます。

(2) 誰もが自分のことのように考え行動する

人口減少や少子高齢化により地域の担い手が減少し、人と人とのつながりが薄れつつあるため地域における支えあいの機能の低下が懸念されます。これらを食い止めるためには、誰もが地域に愛着を感じ、同じ地域に暮らす他の人のことを自分のことのように考え、行動するしくみづくりを進めます。

あいさつや声かけなどの地域の関係づくりからはじめて、時間をかけながら、みんなが他人事とは思わず、ともに地域を形成する一員であるという意識を高めます。

(3) 誰もが安心できるつどいの場をつくる

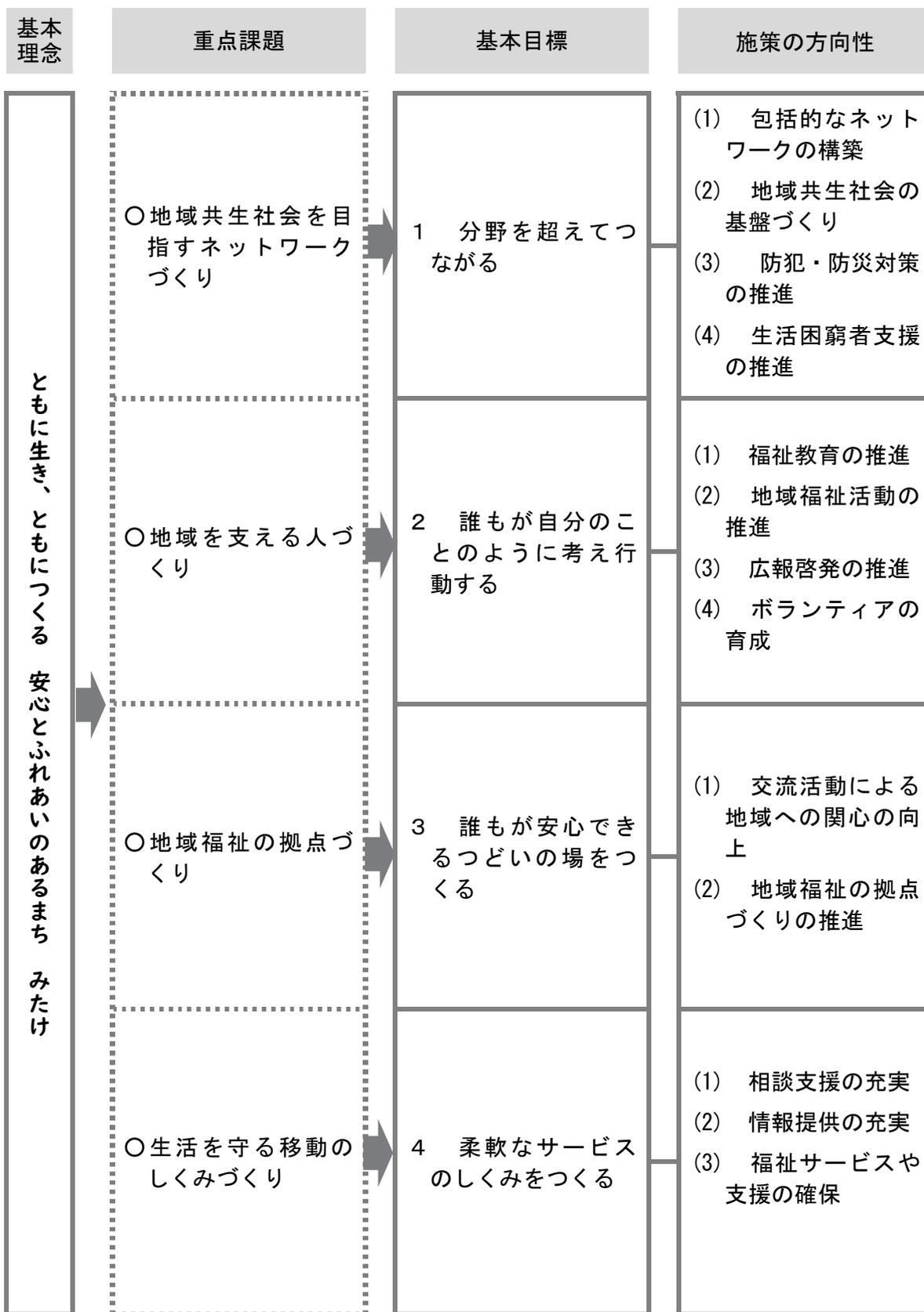
年齢、性別、障がいの有無などに関わりなく、誰もが安心できるつどいの場があることにより、住民同士がつながり、困りごとの早期発見や解決策の話し合いなど、地域での活動が活発になります。

誰もが気軽に利用し、相談し、情報を得ることができる場や交流の拠点を整えていきます。

(4) 柔軟なサービスのしくみをつくる

福祉のサービスは必要な人に適切なサービスを提供することが重要です。本町の避けられない課題として、移動と外出支援があげられます。包括的なサービスや住民によるサービスの提供など、柔軟なサービスのしくみづくりを推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3 施策の展開

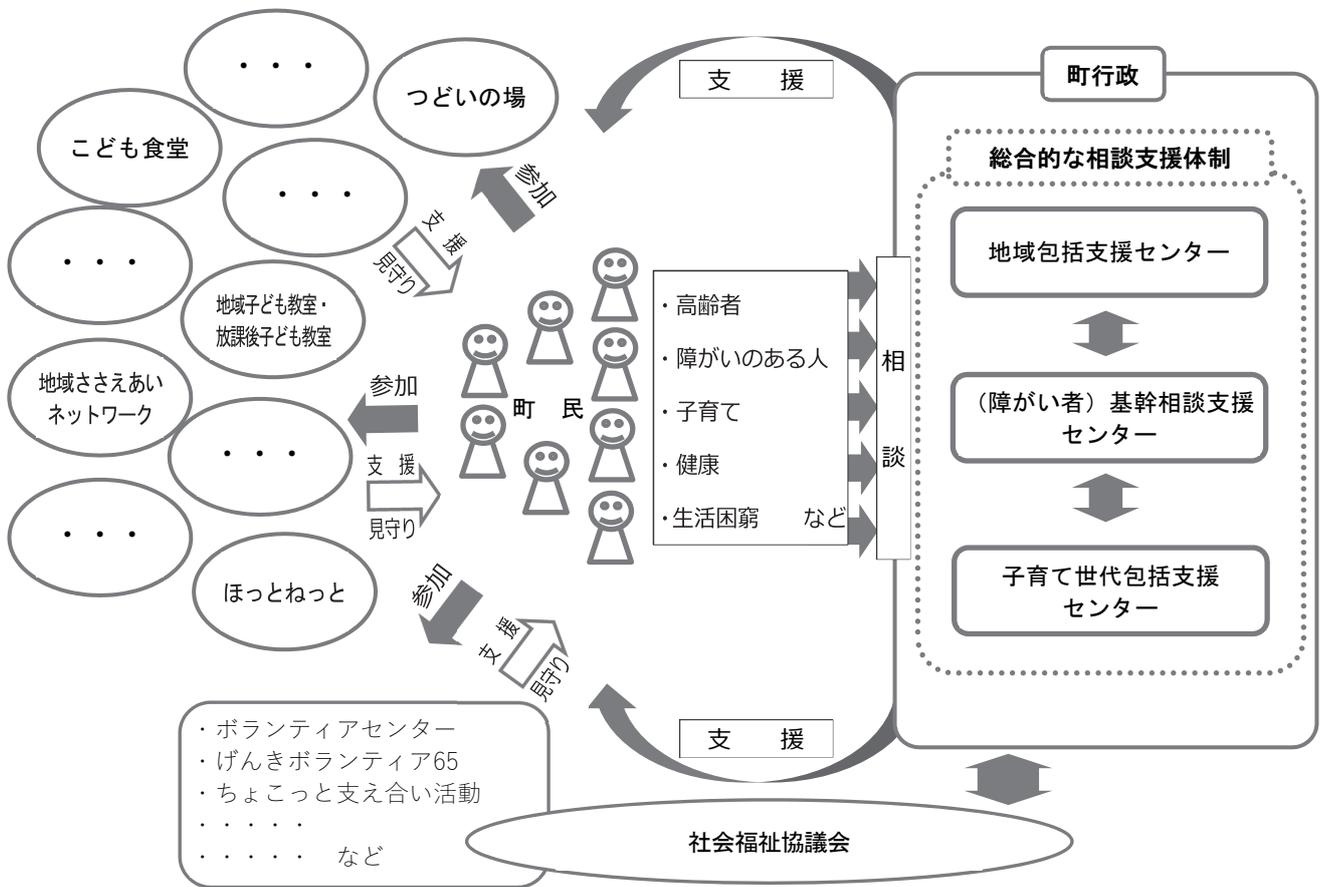


4 重点的な取組

(1) 御嵩町がめざす地域福祉の姿

基本理念を具体化し、地域共生社会を実現するために、

- ①住民は、地域の福祉課題について自分のこととして当事者意識を持って、その解決に取り組めます。
- ②町行政は、住民の主体的な地域福祉に関する取組を支援するとともに、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の構築に向け、総合的な相談支援体制の整備を進めます。



(2) 重点的な取組

基本理念を実現するためには、「3 施策の展開」を着実に実行していかなければなりません。しかし、広い分野で多岐にわたる取組をすべて具体化することは、一朝一夕にできることはありません。そこで、町行政として、次の2つを重点的な取組として位置づけて優先的に実施していきます。

重点的な取組① 総合相談機能の充実・強化

Step 1 : 複合化した福祉課題に対応するため、各相談窓口の連携を強化するとともに、情報の共有化を進めます。



Step 2 : 相談事例が、専門職の関与を要する事例か、地域での支援が適切な事例かを判断する調整・コーディネート機能を強化します。



Step 3 : 複合化した福祉課題を、個人ではなく家族単位で包括的に解決していくしくみを確立するとともに、専門職種、地域関係者などの参加による事例検討の場を設け、個別事例から地域課題の発見・共有化につなげます。

重点的な取組② 住民主体の地域福祉活動拠点の整備

Step 1 : つどいの場、こども食堂、ほっとねつなど既存の住民主体の地域福祉活動拠点や、既存のボランティア活動を広く住民に周知するため、「見える化」を推進します。



Step 2 : 「我が事」「丸ごと」の地域共生社会の理念を、さまざまな機会を利用して啓発します。



Step 3 : 社会福祉協議会との連携のもと、各地域福祉活動の拠点において参加者が地域の課題を共有し、その解決策について話し合いができるような環境を整えます。また、専門職の介入などにより解決に向けた具体的な取組を支援します。

第6章 基本計画

1 分野を超えてつながる

施策の方向性	行政の取組
(1) 包括的なネットワークの構築	① 地域における見守り活動の充実
	② 地域福祉活動ネットワークの構築
	③ 複合的な課題に対応する見守りネットワークの構築
	④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
	⑤ 地域福祉関係団体などとの情報共有
(2) 地域共生社会の基盤づくり	① 地域共生社会の理念の啓発
	② 共生型サービスの普及
	③ 包括的な相談支援体制の整備
(3) 防犯・防災対策の推進	① 子どもたちの見守り活動の推進
	② 事故や犯罪から地域を守る活動の推進
	③ 避難行動要支援者対策の推進
	④ 自主防災活動の推進
	⑤ 災害ボランティアへの支援
	⑥ 福祉避難所の整備
(4) 生活困窮者支援の推進	① 生活困窮者自立支援制度の充実
	② 生活困窮者自立支援制度の周知

(1) 包括的なネットワークの構築

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域でともに暮らす人などとあいさつや声かけなどを行い、近隣との関係を深めます。
- ・自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、地域活動団体などは、既存の集会などを利用して互いに連携をとり、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。特に、民生委員・児童委員は、地域福祉を推進する中心的な役割として活動するとともに、住民と行政や支援機関などとのパイプ役を担います。
- ・地域で活動する人や団体、事業者などは、行政や警察などの公的機関と協働します。徘徊高齢者SOSネットワーク（ほっとねっと）や地域ささえあいネットワークへ積極的に参加し、高齢者や障がいのある人、困りごとがある人を早期発見、早期対応することができるように協力します。
- ・保健、介護、障がい、子育てなど、異なる分野の組織・職種であっても、複合化する課題に対応するため連携を強化し、必要に応じて協力して課題解決を図ります。

行政の取組

① 地域における見守り活動の充実
・高齢者や障がいのある人、困りごとを抱えている人が、できる限り地域で自立した暮らしができるよう、民生委員・児童委員などの訪問に加え、地域住民の日常的な見守り活動を推進します。
② 地域福祉活動ネットワークの構築
・地域で活動する人たちが情報を共有するため、定期的な交流会を開催できるよう努めます。情報の共有により、協働で課題に対応することができるしくみづくりを進めます。
③ 複合的な課題に対応する見守りネットワークの構築
・地域ささえあいネットワークや徘徊高齢者SOSネットワーク（ほっとねっと）など、行政や警察、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、地域の商店などが参加する既存のネットワークを活用し、複合的な課題に多分野で対応するネットワークの構築をめざします。

④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、高齢者や障がいのある人が安心して地域で生活することができるよう、包括的な支援体制の整備を段階的に進め、保健・医療・介護・福祉に関わる専門機関、その他さまざまな分野の多職種連携を強化するとともに地域課題の把握や地域づくりを推進します。

⑤ 地域福祉関係団体などとの情報共有

- ・福祉に関する各種団体などと情報交換を行い、町の施策に反映していくとともに、団体などの活動への支援を行います。また、地域の理解や協力が必要な内容については、共通認識を持つことができるように情報を伝えていきます。

(2) 地域共生社会の基盤づくり

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域共生社会の理念を理解し、地域福祉活動や近隣での見守りなど、住民の主体的な支えあいを進め、安心して暮らせる地域をめざします。
- ・介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者は、高齢者や障がいのある人のニーズに合わせて、共生型サービスの創設や基準該当サービスの登録に努めます。

行政の取組

① 地域共生社会の理念の啓発
・年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての住民が支えあいの重要性や地域の課題に対し当事者として向き合うことの必要性を理解し、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域で共に創っていく地域共生社会の理念を、さまざまな機会を利用して啓発していきます。
② 共生型サービスの普及
・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、2018（平成30）年度から介護保険と障害福祉サービスの両制度に共生型サービスが設けられ、障害福祉サービス事業所などであれば、介護保険事業所の指定も受けやすくするなど、障がい者・高齢者を柔軟に受け入れられるしくみが導入されました。今後、町内事業所における共生型サービスの普及に努めます。
③ 包括的な相談支援体制の整備
・福祉課題は複合化し、高齢者、障がいのある人、子どもなどといった従来の福祉制度の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースが見られます。それらに対応する包括的な相談支援体制の整備を進めていきます。

(3) 防犯・防災対策の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域の防犯に関心を持ち、自治会や防犯ボランティアなどと連携し、地域の防犯活動、防犯パトロールに取り組みます。また、子どもの安全を守るため、学校安全サポーター、安全ふれあいサポーター、おSUN歩あるきたいなどに積極的に参加し、子どもの非行を見て見ぬふりをせず、家庭、学校、地域と連携して対応します。地域の商店などは、子ども110番の家など、危険を感じた際に助けを求めることができる緊急避難所に協力します。
- ・高齢者の交通事故が増加しています。交通安全教室に参加するなど、交通ルール・マナーを徹底し、交通事故のない安全な地域をつくります。
- ・住民は、定期的な防災訓練に積極的に参加し、訓練や日頃の近所付き合いなどで、避難に支援が必要だと思われる人を把握します。災害時には、高齢者や障がいのある人、子どもやその親など、ともに被災した人に理解を示し、必要な手助けを積極的に行います。
- ・自治会や自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者の把握、災害時の支援体制を構築します。また、行政、学校、事業所などと連携し、本番を想定した実効性の高い防災訓練に努めます。
- ・社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの活動支援を行います。

行政の取組

① 子どもたちの見守り活動の推進

- ・子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることを防止するため、学校安全サポーターやおSUN歩あるきたいなどの活動の支援や情報交換会の開催を支援します。
- ・子どもを巻き込んだ犯罪などを未然に防ぐため、子ども110番の家などの危険に遭遇した際に駆け込める緊急避難所の拡充とPRを図ります。

<p>② 事故や犯罪から地域を守る活動の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・空き巣や特殊詐欺など犯罪の発生状況や手口の特徴・対応策などを周知するとともに、犯罪から身を守るための教室の開催、町内巡回パトロールを実施します。 ・安心・安全なまちづくりのために危険箇所の把握に努め、防犯灯の設置に対する補助金の交付など安全確保に必要な支援を継続して実施します。 ・可児警察署や交通指導員とともに、子どもや高齢者の交通安全の確保、意識の向上のため、交通安全教室、交通指導などを推進します。
<p>③ 避難行動要支援者対策の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などが災害時に支援を受けられるよう、自治会、民生委員・児童委員などを中心に個人情報の保護に留意しながら、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握を行います。また、自治会や自主防災組織と連携して、要支援者を避難させる体制の構築を支援します。
<p>④ 自主防災活動の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する正しい知識の普及と啓発を図り、自治会単位で行う防災訓練などの支援および自主防災組織や防災ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。 ・御嵩町防災アカデミーを開講し、自助・共助の原則をもとに、災害に対する正しい知識や技術を習得し、平時において地域の防災訓練、研修で活躍し、災害時には避難所運営などを担う御嵩町防災リーダーを育成します。また、防災リーダー会を支援し、フォローアップに努めます。
<p>⑤ 災害ボランティアへの支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害情報の提供、情報収集とニーズの対応を行い、ボランティアの支援を行います。
<p>⑥ 福祉避難所の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に要介護者、集団生活が困難な障がいのある人などが安心して避難生活を送れるよう地域の社会福祉施設などと協定を結び、福祉避難所の整備を進めます。 ・医療機関と連携を図り、災害時の薬剤などの供給体制を構築します。

(4) 生活困窮者支援の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民や地域の事業者が、生活困窮者への理解を示し、地域の一員として迎えることが、大きな支援のひとつとなり、できる範囲で地域における役割の創出や就労の機会の提供を進めます。
- ・民生委員・児童委員は、生活困窮者の身近な相談者として必要な知識を学び、情報提供を図ることができるよう、研修などの実施を検討します。

行政の取組

① 生活困窮者自立支援制度の充実

- ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困窮している人の早期把握に努め、岐阜県社会福祉協議会生活支援・相談センター（中濃・飛騨支所）などの相談機関へつなぎ、それらの機関と連携を図って支援を行います。

② 生活困窮者自立支援制度の周知

- ・生活困窮者は、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動できない場合があります。住民や民生委員・児童委員、自治会、地元企業などに生活困窮者自立支援制度の情報を提供し、地域での理解啓発を推進します。

2 誰もが自分のことのように考え行動する

施策の方向性	行政の取組
(1) 福祉教育の推進	① 学校における福祉教育の推進
	② 生涯学習における福祉教育の推進
	③ 地域における福祉教育の推進
	④ 企業などの社会参加に関する理解の促進
	⑤ ソーシャル・インクルージョン理念の普及
(2) 地域福祉活動の推進	① あいさつ運動・声かけの推進
	② 地域活動への参加の促進
(3) 広報啓発の推進	① 広報・啓発活動の充実
	② 福祉イベントの充実
(4) ボランティアの育成	① ボランティア活動参加のきっかけづくり
	② 担い手の育成
	③ 活動場所の確保
	④ 障がいのある人の活躍に対する支援の充実
	⑤ 高齢者の活躍の場の充実

(1) 福祉教育の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・身近な福祉について関心を持ち、正しい知識の習得、福祉への理解のため、積極的にボランティアや講座に参加します。特に、子どもたちは、地域住民や保護者とともに福祉を学び、ともに考え、ともに思いやりの心を養います。
- ・地域福祉活動などの実施の際には、地元企業などに積極的に参加を促し、より住みやすい地域を協働で築けるよう努めます。

行政の取組

① 学校における福祉教育の推進
・小中学校の総合的な学習やボランティア活動において、関係機関と連携を図り、介護体験や乳幼児とのふれあい体験などの活動を通して交流することで、児童生徒の思いやりの心を育みます。
② 生涯学習における福祉教育の推進
・生涯学習において、身近な福祉に関する講座の充実を図り、福祉に関する知識の普及と高齢者や障がいのある人、困りごとのある人への理解啓発に努めるとともに、地域福祉活動の必要性を伝えていきます。
③ 地域における福祉教育の推進
・自治会をはじめ、子ども会、御嵩町赤十字奉仕団など、地域の中で強いつながりを持つ組織の研修を通じて福祉教育を進め、地域での見守りなどにつなげます。
④ 企業などの社会参加に関する理解の促進
・地域の企業や商工会など関係機関と協力して、子育て支援、生活困窮者支援への協力、障がいのある人の就労支援や社会的配慮、バリアフリー化の推進に関し、企業などの社会参加についての理解の促進を図ります。
⑤ ソーシャル・インクルージョン理念の普及
・誰もが地域の中で孤立したり、排除されることなく、社会の一員として役割を持てる社会をめざすというソーシャル・インクルージョン理念の普及に努め、誰もが御嵩町の住民として認められ、社会に参加して暮らすことができるまちづくりを推進します。

(2) 地域福祉活動の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、自治会活動に積極的に参加し、地域での役割を担います。そのために、地域の中であいさつを交わし、互いに顔が見えるつきあいを通じて、地域福祉活動の活性化につなげます。自治会や地域活動に参加していない人に対しては、活動のやりがいや楽しさなどを積極的にPRし、理解と協力を促します。

行政の取組

① あいさつ運動・声かけの推進

- ・地域交流の基本となるあいさつ運動を推進し、地域で支えあいを促進します。
- ・学校安全サポーターやおSUN歩あるきたいなどの活動と連携し、子どもへの声かけを推進し、地域との関わりを促します。

② 地域活動への参加の促進

- ・自治会や子ども会、御嵩町赤十字奉仕団などの地域活動の組織は、地域を支える貴重な社会資源であり、地域福祉を推進するためには必要不可欠なものです。活動内容の周知や理解啓発を通して、参加を促します。

(3) 広報啓発の推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、福祉セミナーや講座などに積極的に参加し、地域の現状や活動への理解を深め、地域福祉活動を活性化します。また、住民同士の口コミなどによって情報を拡散し、支援を必要とする人に必要な情報が伝わるように地域のつながりを強くします。
- ・社会福祉協議会は、ホームページや「社協だより」などを通して地域福祉の必要性、地域福祉活動の状況などを伝え、福祉意識を高めていきます。

行政の取組

① 広報・啓発活動の充実
<ul style="list-style-type: none">・町広報紙ほっとみたけ、町ホームページ・SNS、ケーブルテレビなどを通して地域福祉の必要性や活動拠点、活動状況などを伝えるとともに、高齢者や障がいのある人、育児中の保護者、生活に困っている人など、困難を抱えた人への理解を促し、福祉意識を高めていきます。・地域福祉計画の周知に努め、住民が地域福祉活動に積極的に取り組む意識の醸成に努めます。
② 福祉イベントの充実
<ul style="list-style-type: none">・いきいき健康まつりや福祉まつりなどでの福祉のPRや、住民の地域福祉活動への参加の動機づけとなるような福祉セミナーや講演会を開催します。

(4) ボランティアの育成

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域で活動するボランティアや地域福祉活動の把握に努め、支援を必要とする人などに紹介します。また、ボランティア養成講座などに積極的に参加し、助け合いの意識を高め、具体的なボランティア活動につなげます。ボランティアや住民活動に参加している住民は、活動の内容や楽しさ、魅力を積極的にPRし、まだ参加していない人に活動への参加を呼びかけます。高齢者は、長年培ってきた技術、知恵や経験を地域活動に役立て、次世代に継承していきます。
- ・ボランティアリーダーに対し地域全体で協力し、ボランティアや地域福祉活動が継続して実施できるよう努めます。
- ・自治会やボランティア、地域団体は、地区の行事など定期的実施されている活動について、協働で取り組めるよう工夫し、地域の見守りや学校の行事など、障がいのある人や高齢者が活躍できる機会を設け、子どもから高齢者までの地域のつながりを深めます。また、活動目的や内容が似通った団体は、お互いに協働し、より効率的かつ効果的に活動が展開できるよう工夫します。
- ・社会福祉協議会はホームページ、社協だよりなどを活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行い、活動への参加を呼びかけていきます。
- ・社会福祉協議会のボランティアセンターは、ボランティアや地域福祉活動の情報収集・提供、活動場所の開拓・提供、連絡調整など、ボランティア活動を支援し、ボランティアや地域福祉活動団体と協働してボランティア活動の体験機会を充実させ、活動への参加を促進します。また、ボランティアや地域福祉活動団体同士が交流できる機会を定期的開催し、共同開催の企画、連絡調整、連携支援を行います。
- ・福祉施設などの事業者は、必要に応じてボランティアを受け入れ、地域との交流の機会をつくる工夫をします。

行政の取組

① ボランティア活動参加のきっかけづくり
<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動参加へのきっかけとなるよう、町広報紙ほっとみたけ、町ホームページ・SNS、ケーブルテレビなど、さまざまな媒体を活用し、ボランティア活動の状況や参加機会の情報提供を行います。・社会福祉協議会と協力して、参加する楽しさや大切さを誰もが実感でき、継続的な活動に発展するよう、開催方法や内容の工夫に努めます。
② 担い手の育成
<ul style="list-style-type: none">・各種ボランティア養成講座を開催し、高齢者、障がいのある人、子育て中の保護者への支援活動などを行うボランティアを育成します。・ボランティア活動が活発化し、住民への拡がりを推進するため、社会福祉協議会と協力してボランティアリーダーの育成に努めます。・ボランティアリーダーに過度の負担が集中しないよう、団体などの運営方法について適切な助言・情報提供に努めます。
③ 活動場所の確保
<ul style="list-style-type: none">・町のイベント、地域の行事、福祉施設など、積極的にボランティアの受け入れをうながし、活動場所の確保に努めるとともに、住民に対して活動の周知に努めます。
④ 障がいのある人の活躍に対する支援の充実
<ul style="list-style-type: none">・勤労意欲を持つ障がいのある人が、その能力や適性に応じた就労ができるよう、適切な職業相談・指導の充実に努めるとともに、町内の民間企業に対し、障がいへの理解を促し、関係機関と連携のもと、雇用促進に努めます。
⑤ 高齢者の活躍の場の充実
<ul style="list-style-type: none">・高齢であっても、必ずしも支援を必要とするわけではなく、元気に生活している高齢者も多くいます。高齢者ボランティアポイント事業（げんきボランティア65）の周知に努め、地域福祉や環境、観光など幅広い分野で活躍できる人材の活用を推進します。

3 誰もが安心できるつどいの場をつくる

施策の方向性	行政の取組
(1) 交流活動による地域への関心の向上	① 分け隔てない交流の推進
	② 地域福祉活動を通じた交流の推進
	③ 地域行事を通じた交流の推進
	④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進
(2) 地域福祉の拠点づくりの推進	① 既存施設を活用した交流の拠点づくり
	② 空き家を活用した福祉活動の拠点づくり
	③ 相談・情報の拠点づくり

(1) 交流活動による地域への関心の向上

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・サロン活動を通じて、子どもやその保護者、障がいのある人、高齢者の交流の機会を作るなどの工夫をします。
- ・住民は、自治会活動や子ども会活動などに参加し、世代間交流ができるように努めます。特に、伝統行事や祭りに多くの地域住民が参加することにより、地域の大人と子どもなどさまざまな人がふれあい、地域の歴史や文化を学び、継承する機会となります。
- ・自治会や地域活動団体は、地域住民をできるだけ分け隔てなく受け入れる工夫をして、多くの交流機会を創出します。

行政の取組

① 分け隔てない交流の推進
<ul style="list-style-type: none">・未就学児や小中学生が行う社会福祉施設の訪問など、子どもと高齢者、障がいのある人などとの交流の機会を確保します。・地域共生の視点で、年齢の違いだけでなく、障がいのある人や外国人など、分け隔てなく暮らせるように、交流機会を創出します。
② 地域福祉活動を通じた交流の推進
<ul style="list-style-type: none">・高齢者のつどいの場や子育てサークル・子育て支援ボランティアなど、既存の地域活動を活用して、年齢や障がいの有無に関係なく誰もが活動できるよう支援します。
③ 地域行事を通じた交流の推進
<ul style="list-style-type: none">・転入者が地域になじむきっかけとなるよう、いきいき健康まつり、こどもまつり、福祉まつり、地域の夏祭りなど、老若男女を問わず参加する地域行事を通じた交流を推進します。
④ 地域の文化・伝統を伝えるための活動の促進
<ul style="list-style-type: none">・地域子ども教室や生涯学習講座などで地域の中にある優れた技術や経験を、若い人や子どもたちへ教え、見せ、話す機会を提供するよう努めます。

(2) 地域福祉の拠点づくりの推進

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・地域活動団体や住民は、交流の場として、各地区公民館や学校、高齢者いきがい活動支援センター（ふらっとハウス、あっと訪夢）、あゆみ館などの施設を活用し、地域住民が気軽にふれあい、世代間交流ができる拠点づくりを進めます。
- ・自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア、地域活動団体は、既存の会合や施設などを活用しながら、地域住民が気軽に相談したり、必要な情報を得ることができる拠点づくりに努めます。
- ・社会福祉協議会（ボランティアセンター）は、ボランティア活動や地域活動に関する拠点として、活動に必要な情報提供や支援を推進します。

行政の取組

① 既存施設を活用した交流の拠点づくり

- ・防災コミュニティセンターや子育て支援センターぽっぽかん、高齢者いきがい活動支援センターのふらっとハウスとあっと訪夢などの公共施設や、障がい者支援の拠点施設であるあゆみ館などの福祉施設を地域住民の交流拠点として活用し、誰もが気軽に立ち寄ることができる開かれたつどいの場として活用できるよう支援します。
- ・あゆみ館で行われている地域との交流を図るための各種行事や、ぽっぽかんでの世代間交流のできるふれあいサロンなどの活動が継続し、充実するよう努めます。

② 空き家を活用した福祉活動の拠点づくり

- ・人口減少と少子高齢化の進展により空き家は今以上に増加すると予測されます。歩いて行ける身近な場所に誰もが利用できるつどいの場の拠点を作るため空き家の活用を検討します。

③ 相談・情報の拠点づくり

- ・社会福祉協議会と協力し、住民の身近なところで、誰もが気軽に利用できる相談・情報の拠点づくりを検討します。

4 柔軟なサービスのしくみをつくる

施策の方向性	行政の取組
(1) 相談支援の充実	① 相談窓口の周知
	② 相談支援体制の充実
	③ 身近な相談体制の充実
	④ 地域のニーズを把握するしくみづくり
(2) 情報提供の充実	① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実
	② 人を介した情報提供のしくみづくり
	③ 誰でもさまざまな情報が手に入るしくみづくり
(3) 福祉サービスや支援の確保	① ニーズに応じたサービスの検討
	② 地域で行う子育て支援
	③ 誰もが利用しやすい移動手段の検討
	④ 認知症サポーターの養成と活用
	⑤ 権利を守るしくみづくり
	⑥ サービスを評価するしくみづくり
	⑦ 住民主体の活動に対する支援の充実

(1) 相談支援の充実

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、日頃のあいさつや声かけに加え、自治会活動、ボランティア活動などへ積極的に参加することで地域への理解を深め、困っている人が一人で抱え込んだり、ふさぎ込んだりしないよう、ちょっとした悩みや不安を打ち明けられるような近所付き合いを心がけます。町広報紙ほっとみたけや町ホームページなどを活用し、各相談窓口の把握に努め、近隣で支援を必要とする人に、民生委員・児童委員などに気軽に相談することや各相談窓口を勧めます。
- ・自治会の会合や行事などを活用して、民生委員・児童委員や福祉委員などのネットワークづくりを促進します。
- ・社会福祉協議会や福祉事業者などによる相談支援から、複合的な支援が必要な場合、他の専門機関と連携がとれるように、ネットワークの構築や関係づくりを推進します。

行政の取組

① 相談窓口の周知

- ・町役場や社会福祉協議会のほか、地域包括支援センター、（障がい者）基幹相談支援センター、子育て支援センターぽっぽかんなど、介護や障がい、子育てに関する生活の困りごとの相談については、対象者や相談内容に応じた窓口を設けています。また、相談内容によっては県の相談機関などで対応する場合があります。これらの情報について、継続して町広報紙ほっとみたけや町ホームページ、子育て支援ガイドブックで紹介するとともに、福祉関係者を通じて周知を図ります。

② 相談支援体制の充実

- ・地域包括支援センター、（障がい者）基幹相談支援センター、保健センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援センターぽっぽかんなど、利用者の増加やニーズの多様化に対応できるよう、各機関の連携を強化するとともに、相談員の研修・学習会の開催の支援に努めます。
- ・寄せられた相談を適切な担当課につなぎ、必要な支援が迅速に講じられるよう、庁内各課の連携を密にします。

③ 身近な相談体制の充実

- ・地域の中で身近な存在である民生委員・児童委員などによる相談が利用しやすくなるよう、その活動を啓発するとともに、民生委員・児童委員などが参加する地域活動を支援していきます。

④ 地域のニーズを把握するしくみづくり

- ・自治会長会、民生委員・児童委員協議会の定例会を活用して、地域の課題を共有する場の創出、ボランティア団体や当事者団体との意見交換、住民へのアンケートなどを行い、住民の福祉ニーズ、生活課題の把握に努めます。

(2) 情報提供の充実

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、町広報紙ほっとみたけや町ホームページなどの情報媒体を積極的に活用してサービスの情報収集に努め、福祉サービスなどの情報が口コミで地域に広まるよう、地域住民同士の交流を深めます。
- ・自治会の会合、地区の行事、ふれあいサロンなどの情報提供の場づくりに努めます。
- ・自治会やつどいの場などで、誰でも情報を手に入れることができるように必要に応じて手話通訳者などを積極的に活用します。

行政の取組

① 福祉サービスなどに関する情報提供の充実
・町広報紙ほっとみたけや町ホームページ・SNSなどを通して情報提供を行うとともに、公共施設や福祉施設に加え、必要に応じて民間の店舗などにも協力を依頼して、身近な場所で情報が得られるよう工夫していきます。
② 人を介した情報提供のしくみづくり
・福祉サービスに関する情報を伝えるには、町広報紙ほっとみたけや町ホームページだけでなく、人を介した伝達が有効です。情報媒体の充実を図るとともに、会議やおまつりなどのイベントで、地域の住民および団体、つどいの場を通じた人を介する情報提供の充実に努めます。
③ 誰でもさまざまな情報が手に入るしくみづくり
・手話通訳者・要約筆記者、点訳者などのボランティアの養成を図り、身近なマンパワーを活用するなど情報提供の方法を検討していきます。

(3) 福祉サービスや支援の確保

個人、地域の取組（住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、事業所など）

- ・住民は、地域でできる見守りや支えあい活動に積極的に参加します。近隣に住むひとり暮らし高齢者の話し相手、ごみ出し、掃除、洗濯、買い物、移動支援など、地域でできる生活課題への支援について、ボランティアなどと協力して取り組みます。認知症の人や障がいのある人、またはその家族を地域で見守り、支援を必要としているときには、民生委員・児童委員などと協力して、適切な相談窓口につながります。
- ・サービス利用における苦情などは、サービス提供事業者などに申し出て協議し、行政による介入が必要な場合には町および社会福祉協議会の相談窓口に出します。サービス提供事業者は、第三者委員会の設置や自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報公開に努めます。
- ・社会福祉協議会では、成年後見制度を補完する事業として、認知症や障がいのために判断能力が十分でない人などが、地域で自立した暮らしを送れるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。成年後見制度と併せて事業の周知に努めます。

行政の取組

① ニーズに応じたサービスの検討

- ・ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、孤立している子育て中の親など、地域の課題が複雑化する中、話し相手、安否確認、ごみ出しなどの短時間でできる生活支援サービスのニーズが高まっています。既存のサービスでは対応できないニーズについては、サービス内容を見直すとともに、住民による支援など新たなサービスの開発を検討します。

② 地域で行う子育て支援

- ・子育て支援センターぽっぽかんにおいてふれあいサロンなど、世代間交流を通じて地域ぐるみの子育て支援を充実します。
- ・住民同士が互いに助け合いながら子育てする、みたけファミリー・サポート・センターの周知と活用促進に努め、子育てを地域で相互援助することをめざします。

<p>③ 誰もが利用しやすい移動手段の検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・車による移動ができない人や移動に困難を感じている人の把握に努め、誰もが利用しやすい移動手段を検討します。 ・目や体が不自由になったことで、車の運転ができなくなり、生活に必要な物品の購入などが難しくなった人に対し、商品配達や送迎、訪問によって日常生活を補う、らくだネットを周知し、協力店の確保に努めます。
<p>④ 認知症サポーターの養成と活用</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる機会を利用して認知症の理解が深まるよう努めます。 ・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成を図ります。 ・認知症サポーターが男女を問わず地域で活躍できる場の創出に努めます。
<p>⑤ 権利を守るしくみづくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、必要により町長による後見開始の審判請求とその費用の助成を継続して行います。 ・今後は権利擁護に関してさまざまなケースが現れてくると予想され、専門職による支援だけでなく、専門職以外の住民による支援も含めた権利擁護システムの構築をめざします。 ・子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待の防止、早期発見、早期対応のため、住民の誰もが虐待を見つけたら専門機関に連絡、相談をすることを啓発するとともに、包括的な支援を行えるよう関係機関のネットワークを構築し、対応する職員の資質向上を図ります。
<p>⑥ サービスを評価するしくみづくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスについて、福祉オンブズパーソンが地域住民の苦情に対応し、公正かつ中立な立場で調査を行い、必要な場合はサービス内容を是正するよう要望する制度を実施しています。町広報紙ほっとみたけや町ホームページ、チラシの配布によって制度の周知に努めます。

⑦ 住民主体の活動に対する支援の充実

- ・自治会活動やボランティア活動などの内容を定期的に発表・情報交換する機会を設けるとともに、住民主体の活動に積極的に協力し、支援していきます。
- ・地域住民のアイデアを気軽に提案できる場と雰囲気づくりを意識し、活動に必要な助言が得られる相談窓口を強化するとともに、必要な知識や人脈づくりができるよう各種講座・研修会などを充実させます。
- ・地域ボランティア団体やNPO法人の立ち上げや活動の支援を継続し、制度の狭間にある課題や多様なニーズへの対応、きめ細かなサービスの提供を促進します。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進主体と連携の促進

地域福祉を推進するのは一人ひとりの住民です。地域の課題解決にあたっては、住民が自らの手で解決できることは自ら行う「自助」と、住民同士が助け合って課題解決を図る「共助・互助」の2つの考え方が基本となります。行政の役割はそれを支援することと、住民とともに課題解決を図る協働の場やしきみを整えることです。

家族や隣近所など身近なところからはじまって、地域、町全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくるのが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせる〈まち〉をつくることにつながります。

したがって、本町の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、地域住民、各種団体、事業所、社会福祉協議会、行政などを包含したすべての住民であり、お互いに連携し、一緒に取り組むことが重要です。

(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、教育、防災、防犯、まちづくり、生活環境などさまざまな分野にわたっています。このため、福祉課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域の課題を解決するためには福祉関係者、ボランティア、地域住民と協働した施策の展開が求められます。社会福祉法第109条で、地域福祉の中心的な担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携を強化し、その事業や活動について、支援していきます。

(4) 各種地域組織・団体などとの連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。

2 計画の進行管理

計画の進捗状況を客観的に把握し、評価するために、御嵩町地域福祉計画等策定委員会において進行管理を行っていきます。計画期間中、年度ごとに進捗状況をチェックするとともに、2023年度には総括的な評価を行います。

3 計画の周知

地域福祉を推進するためには、できる限り多くの住民の理解と参画が必要となります。そこで、町広報紙ほっとみたけや町ホームページなどを通して、本計画の趣旨や地域福祉に関する情報提供を行い、住民が主体的に活動できるような環境を整えていきます。

資 料

1 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
2018年1月5日 (～1月31日)	地域福祉に関する町民アンケート調査の実施 ・20歳以上の町民1,300人を無作為抽出 ・郵送配布・郵送回収
2018年3月23日	第1回 御嵩町地域福祉計画等策定委員会 ・アンケート調査結果報告について
2018年3～5月	団体ヒアリング調査 ・ボランティア連絡協議会 ・民生委員・児童委員協議会 ・小中学校校長会 ・ケアリンク（ケアマネジャー等介護関係者）
2018年7月23日	第1回 地域福祉に関する住民懇談会（ワークショップ） テーマ：地域にはこんな困りごとがあります
2018年8月9日	第2回 地域福祉に関する住民懇談会（ワークショップ） テーマ：解決！地域の困りごと
2018年9月4日	第2回 御嵩町地域福祉計画等策定委員会 ・第2次 御嵩町地域福祉計画の進捗状況と評価 ・ヒアリングのまとめ、地域福祉に関する住民懇談会（ワークショップ）のまとめ ・第3次御嵩町地域福祉計画の重点課題について
2018年11月7日	第3回 御嵩町地域福祉計画等策定委員会 ・第3次御嵩町地域福祉計画(素案)について
2018年12月25日	第4回 御嵩町地域福祉計画等策定委員会 ・第3次御嵩町地域福祉計画(案)について ・パブリックコメントについて
2019年2月12日 (～3月3日)	パブリックコメントの実施
2019年3月8日	第5回 御嵩町地域福祉計画等策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画最終案について

2 御嵩町地域福祉計画等策定委員会

(1) 設置要綱

○御嵩町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

平成19年1月30日

訓令甲第1号

改正 平成21年3月31日訓令甲第19号

平成25年1月4日訓令甲第2号

平成25年3月7日訓令甲第13号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく町の地域福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画（以下これらを「地域福祉計画等」という。）の策定及び推進に関する事項を調査・審議するため、御嵩町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平25訓令甲2・平25訓令甲13・一部改正）

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・審議するものとする。

- (1) 地域福祉計画等の策定のための基本的事項に関すること。
- (2) 地域福祉計画等の素案の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画等に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選出された町民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱するものとし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に係る所掌事項の予備的な調査・研究に従事させるため作業部会をおく。

2 作業部会は、別表に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、社会福祉を担当する課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令甲第19号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令甲第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令甲第13号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

（平21訓令甲19・全改）

作業部会員
政策調整担当係長
消防防災担当係長
まちづくり推進担当係長
高齢福祉担当係長
介護保険担当係長
保健予防担当係長
児童福祉担当係長
商工観光担当係長
都市政策担当係長
生涯学習担当係長
社会福祉協議会 事務局長

(2) 委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
小栗 正利	社会福祉協議会会長（地域福祉）	委員長
是永 武利	身体障害者福祉協会可児郡支部長（障害福祉関係）	副委員長
須田 俊幸	民生委員児童委員協議会代表（地域福祉）	
石川 勅子	さわやかナーシングみたけ施設長（高齢福祉関係）	2017年度まで
秋松 孝之	さわやかナーシングみたけ施設長（高齢福祉関係）	2018年度から
安藤 陽之助	ボランティア連絡協議会（地域福祉）	
唐沢 美沙	あゆみ館家族会（障害福祉関係）	2017年度まで
小林 幸恵	あゆみ館家族会（障害福祉関係）	2018年度から
蔵澄 寿磨子	あゆみ館施設長（障害福祉関係）	
森 勝彦	福祉オンブズパーソン（高齢福祉関係）	
加藤 一男	公募委員	
加藤 洋子	公募委員	

第3次御嵩町地域福祉計画

2019（平成31）年3月

発行__御嵩町

編集__御嵩町民生部福祉課

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町1239番地1

TEL 0574-67-2111

FAX 0574-67-1875

